

パブリックコメント用資料

期間：令和5年1月20日

～

令和5年2月3日

大船渡市公共施設等総合管理計画

(市が保有する建物やインフラ資産の最適管理に向けた基本方針)



平成29年3月

令和 年 月改訂

大 船 渡 市

目次

 計画の策定にあたって	1
1 背景・目的	1
2 計画の構成	2
3 対象施設	3
 1 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1.1 公共施設等の状況	4
(1) 公共建築物の状況	4
(2) インフラの状況	12
(3) 公共施設に関する市民意識について	16
1.2 人口の見通し	17
(1) 総人口の見通し	17
(2) 年齢別人口の見通し	18
1.3 公共施設等の更新費用等の見込み	20
(1) 財政の状況	20
(2) 公共施設等の更新費用と投資可能見込額について	23
(3) 公共施設マネジメントの効果（将来負担コストの見通し）	32
1.4 現状や課題に関する基本認識	35
 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	37
2.1 基本的な方向性	37
2.2 計画期間と計画の位置づけ	38
(1) 計画の対象期間	38
(2) 計画の位置づけと各種計画との関係	38
2.3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進	39

2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	40
(1) 共通方針	40
(2) 公共建築物に関する方針	41
(3) インフラに関する方針	43
(4) 総務省から示された項目別の方針	44
(5) フォローアップの方針	47



3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	48
3.1 施設類型	48
3.2 施設類型別の方針	49
(1) 市民文化系施設	49
(2) 社会教育系施設	51
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	52
(4) 産業系施設	54
(5) 学校教育系施設	55
(6) 子育て支援施設	59
(7) 保健・福祉施設	60
(8) 医療施設	60
(9) 行政系施設（庁舎等）	61
(10) 行政系施設（消防・防災施設）	62
(11) 公営住宅	64
(12) その他施設	66
(13) 上下水道施設	68
(14) 公園施設	72
(15) 道路	73
(16) 橋りょう	73
(17) 上水道（管路）	74
(18) 下水道（管路）	74
(19) 漁港関連施設	75
(20) 公園	76

※端数処理や四捨五入等の関係上、グラフや表に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

計画の策定にあたって

1 背景・目的

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているなか、国においては、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）で「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところであり、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

その後、「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成 26 年 4 月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）により、国から地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」の「行動計画」に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

大船渡市では、現在、復興の完了を目指して、市民生活や産業・経済の復興、都市基盤・産業基盤の再建、さらに災害に強いまちづくりに官民一体で取り組んでいます。また、震災以前からの様々な課題を克服し、持続可能で自立した地域社会を創るためのまちづくりの指針として、平成 28 年度を初年度とする大船渡市総合計画（後期基本計画）を策定するとともに、大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱及び実施計画等に基づき、各般にわたり、着実に事業を展開しているところです。

しかしながら、旧三陸町との合併による普通交付税の特例措置期間が平成 28 年度をもって終了することに加え、復興需要の収束等に伴う収収への影響を考慮すると、一般会計における収入は、今後、減少に転じることが見込まれます。さらに、社会保障関連事業に要する経費、公共施設の老朽化等に伴う維持管理費及び更新費用の増加により、今後の財政運営はますます厳しさを増してくるものと予想されています。

このため、本市が保有する建物や道路などのインフラ資産を含んだ公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を戦略的かつ計画的に行い、財政負担を軽減、平準化する必要があります。

以上を踏まえ、本市では、コストと便益の最適な状況で公共施設等を保有、維持、管理し、資産の最適管理に向けた基本的な方向性を示すものとして「大船渡市公共施設等総合管理計画」を策定します。

これにより、国の動きと歩調を合わせ、将来にわたって安心と活力ある公共施設等の総合的管理につなげていきたいと考えています。

2 計画の構成

○ 本計画の構成は、以下の通りとします。

表 1 計画の構成

構成	
計画の策定にあたって	(1) 背景・目的
	(2) 計画の構成
	(3) 対象施設
1 公共施設等の現況及び将来の見通し	(1) 公共施設等の状況
	(2) 人口の見通し
	(3) 公共施設等の更新費用等の見込み
	(4) 現状や課題に関する基本認識
2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	(1) 基本的な方向性
	(2) 計画期間と計画の位置づけ
	(3) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進
	(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	

3 対象施設

- 本計画の対象施設は、市が保有する建物に加え、道路などのインフラ資産を含むものとします。
- 施設の分類は総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」に準拠します。

表2 対象施設一覧

	大分類	中分類	施設名称例	
公共建築物	市民文化系施設	集会施設	市民交流館カリアホール 公民館、集会所	
		文化施設	市民文化会館	
	社会教育系施設	図書館	図書館	
		博物館等	博物館	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	
			野球場、グラウンド	
			テニスコート、弓道場	
		三陸B&G海洋センター		
	レクリエーション施設・観光施設	観光センター さんりく陶芸工房 鹿の森公園、ふれあいランド尾崎岬		
	産業系施設	産業系施設	卸売市場、畜産施設、加工施設	
			三陸ふるさと物産センター	
			職業訓練センター	
			シーパル大船渡	
			勤労青少年ホーム、働く婦人の家	
			世界の橋館基石	
			学校教育系施設	学校
	子育て支援施設	その他教育施設	給食センター	
		幼保・こども園	こども園	
	保健・福祉施設	保健・福祉施設	幼児・児童施設	児童館 放課後児童クラブ
			Y・Sセンター、保健介護センター	
			高齢福祉施設	デイサービスセンター
	医療施設	医療施設	母子生活支援施設（つばき荘）	
			診療所	
行政系施設	庁舎等	市庁舎		
		支所、地域振興出張所		
		倉庫		
	消防・防災施設	防災センター 消防屯所		
公営住宅	公営住宅	市営住宅		
その他施設	その他施設	鉄道施設		
		斎場、墓園		
		公衆トイレ		
		職員住宅、医師住宅		
上下水道施設	上水道施設	水源、浄水場、ポンプ場、配水池		
	下水道施設	下水処理場		
公園施設	公園施設	東屋、トイレ		
インフラ	道路	道路	市道	
		橋りょう	橋りょう	
	上水道	上水道	上水道	
			簡易水道	
	下水道	下水道	公共下水道	
			漁業集落排水	
	漁港	漁港	漁港関連施設	
公園	公園	街区公園		
		近隣公園		
		都市緑地		

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

1.1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の状況

①施設類型別の公共建築物の保有量

- 本市の保有する公共建築物の施設数は 343 施設、建物数は 708 棟であり、総面積は約 265,829 m²となっています。
- 延べ床面積の内訳は多い順から、学校教育系施設が 97,830 m² (36.8%)、公営住宅 59,103 m² (22.2%)、産業系施設 25,521 m² (9.6%)、市民文化系施設 24,402 m² (9.2%)、行政系施設 18,406 m² (6.9%) となっています。

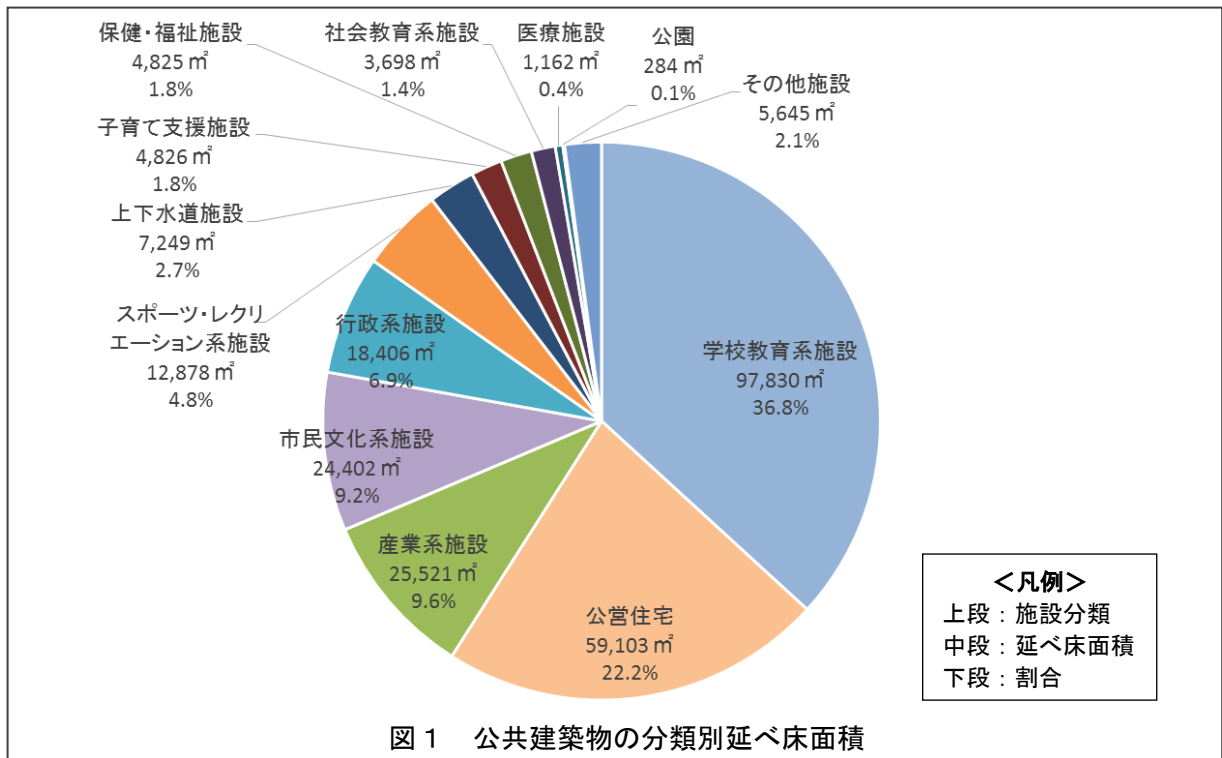


表3 公共建築物の分類別延べ床面積（面積順）

大分類	保有面積	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)	大分類	保有面積	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)
	(m ²)					(m ²)			
学校教育系施設	97,830	26	157	36.8%	子育て支援施設	4,826	15	14	1.8%
公営住宅	59,103	44	187	22.2%	保健・福祉施設	4,825	5	7	1.8%
産業系施設	25,521	14	29	9.6%	社会教育系施設	3,698	4	3	1.4%
市民文化系施設	24,402	34	35	9.2%	医療施設	1,162	3	4	0.4%
行政系施設	18,406	59	63	6.9%	公園	284	32	33	0.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	12,878	28	74	4.8%	その他施設	5,645	29	36	2.1%
上下水道施設	7,249	50	66	2.7%					
					合計	265,829	343	708	100.0%

※一つの施設の中に独立した棟の建物が複数ある場合や複数の施設が一つの建物に入っている場合があるため、施設数と建物数を分けて記載している。

[参考] 所管別保有施設面積

※端数処理や四捨五入等の関係上、グラフや表に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

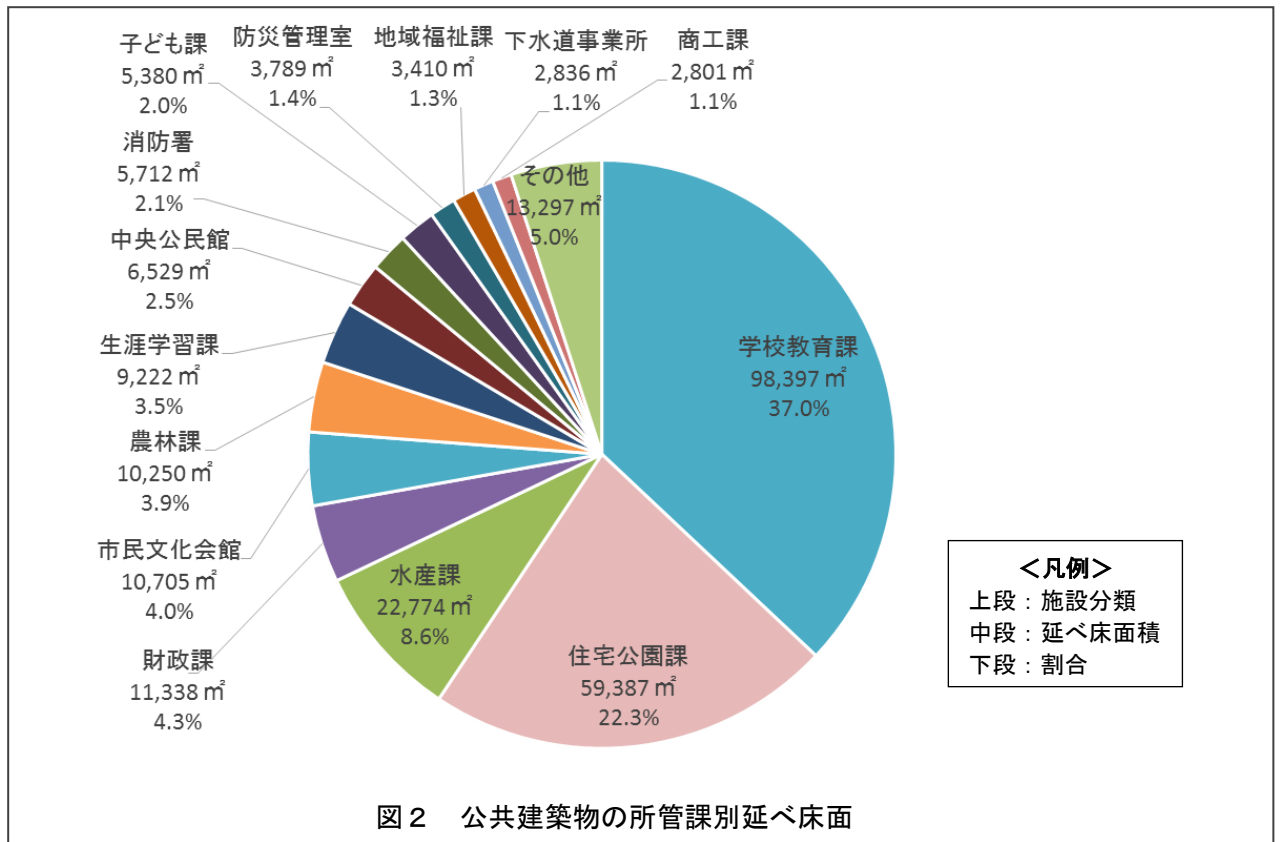


表4 公共建築物の所管課別延べ床面（面積順）

所管部署	保有面積	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)	所管部署	保有面積	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)
	(㎡)					(㎡)			
学校教育課	98,397	36	167	37.0%	商工課	2,801	4	5	1.1%
住宅公園課	59,387	76	220	22.3%	博物館	2,284	3	3	0.9%
水産課	22,774	17	22	8.6%	水道事業所	1,890	36	31	0.7%
財政課	11,338	5	9	4.3%	簡易水道事業所	1,457	7	25	0.5%
市民文化会館	10,705	2	1	4.0%	観光推進室	1,367	12	16	0.5%
農林課	10,250	30	79	3.9%	企業立地港湾課	1,253	12	18	0.5%
生涯学習課	9,222	11	14	3.5%	国保年金課	1,239	4	5	0.5%
中央公民館	6,529	6	7	2.5%	市民環境課	996	2	3	0.4%
消防署	5,712	51	51	2.1%	吉浜地域振興出張所	977	2	1	0.4%
子ども課	5,380	16	16	2.0%	綾里地域振興出張所	974	2	1	0.4%
防災管理室	3,789	4	5	1.4%	健康推進課	514	1	1	0.2%
地域福祉課	3,410	2	3	1.3%	長寿社会課	347	1	1	0.1%
下水道事業所	2,836	1	4	1.1%					
					合計	265,829	343	708	100.0%

②建築年度別の公共建築物の保有量

- 本市の公共建築物のうち旧耐震基準が適用されていた昭和 56 年以前に整備された施設には、学校教育系施設や行政系施設、社会教育系施設が多くなっていることがわかります。

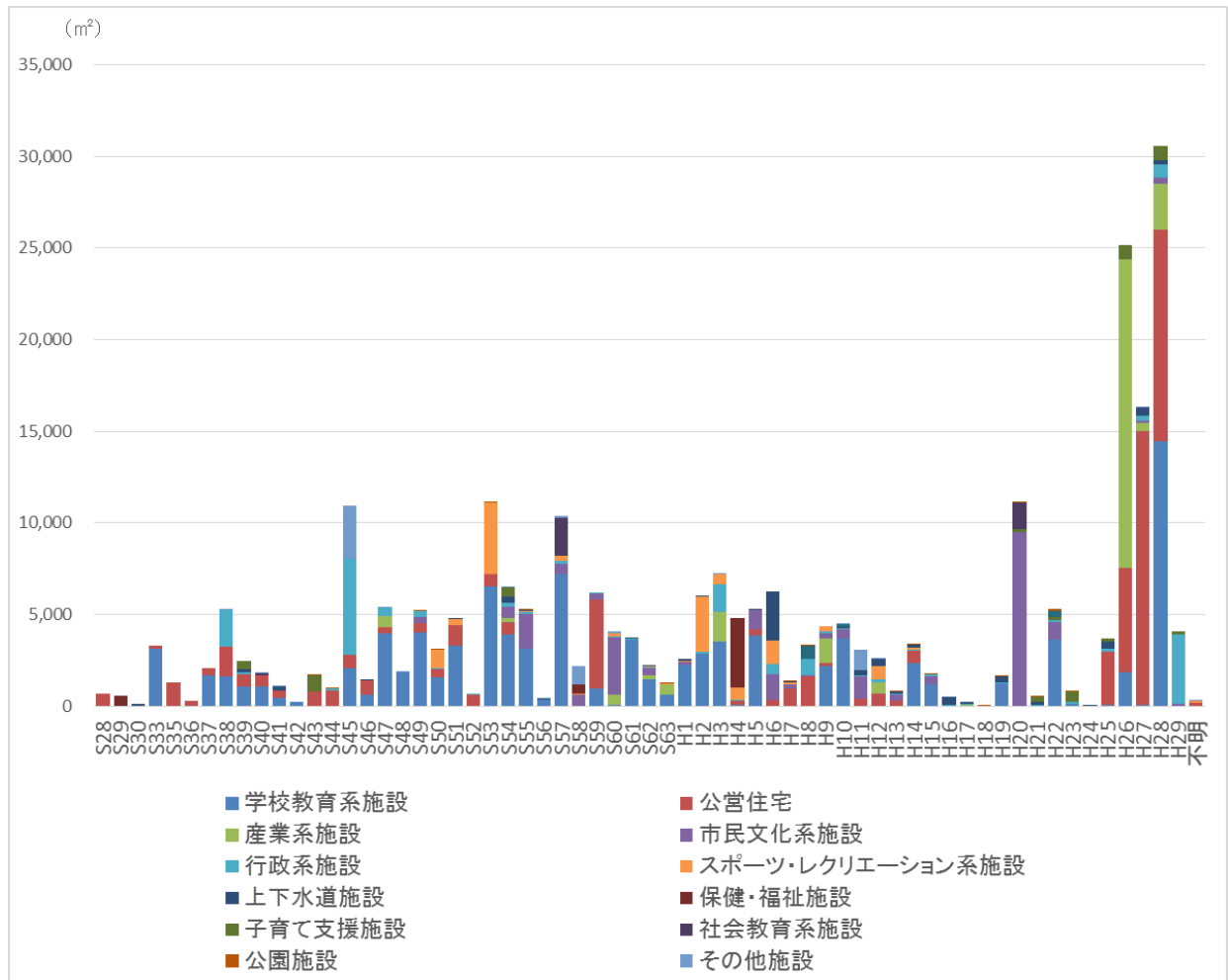


図 3 公共建築物の建築年度別延べ床面積の推移

※端数処理や四捨五入等の関係上、グラフや表に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

- 本市の築年数別の延べ床面積及び建物数の割合をみると、東日本大震災以後の復旧・復興による新しい建築物が多くなっており、延べ床面積に占める築10年未満の建築物の割合は37.3%となっています。
- 一方で、築40年以上50年未満の建築物が35,488㎡(109棟)、築50年以上の建築物が19,053㎡(71棟)となっており、老朽化が懸念される築30年以上の建築物の割合は39.6%となっています。

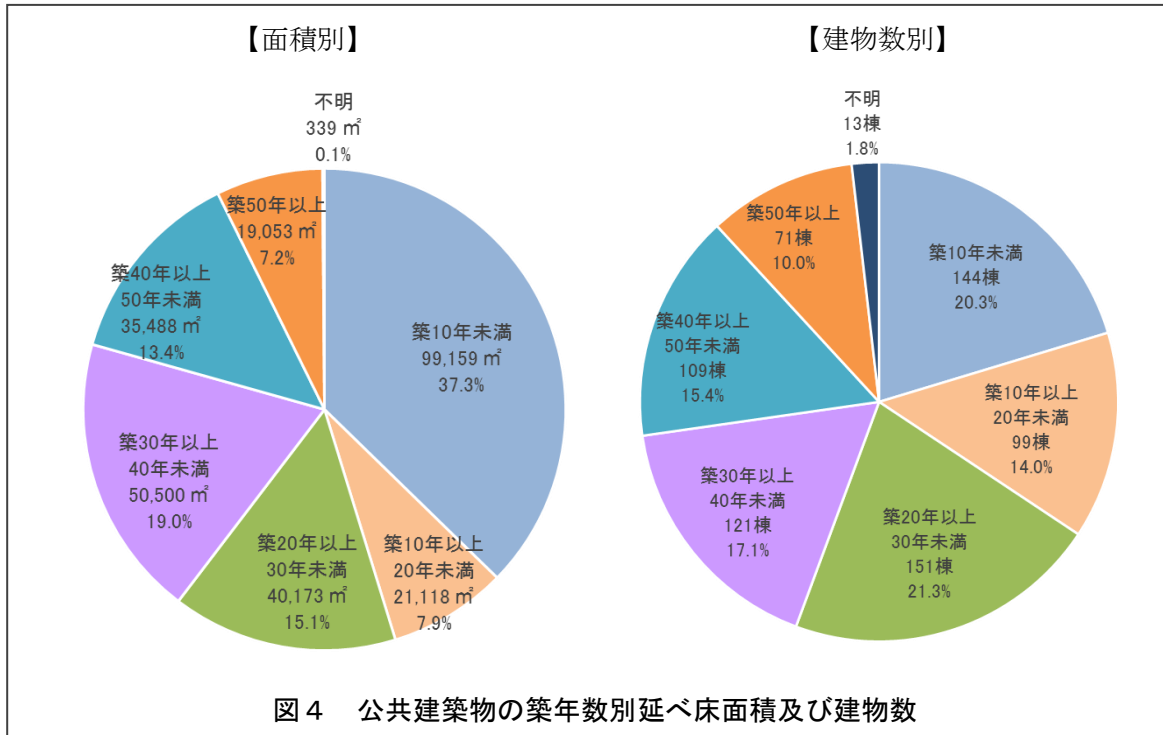


表5 築50年を経過した公共建築物

施設名	建物名	建築年次	築年数	面積 (㎡)	施設名	建物名	建築年次	築年数	面積 (㎡)
田中団地	住宅	1953	63	687	第一中学校	校舎	1963	53	851
母子生活支援施設(つばき荘)	母子生活支援施設	1954	62	535	大船渡消防署庁舎外	消防庁舎	1963	53	2,036
母子生活支援施設(つばき荘)	物置	1954	62	19	菅生団地	住宅	1963	53	690
第1浄水場	管理公舎	1955	61	92	地/森団地	住宅	1963	53	225
越喜来中学校	校舎	1958	58	2,286	地/森団地	住宅	1963	53	683
越喜来中学校	校舎	1958	58	24	教員住宅越喜来第10号	住宅	1963	53	62
越喜来中学校	校舎	1958	58	25	第2水源	揚水機室	1964	52	182
越喜来中学校	屋内運動場	1958	58	793	山口団地	住宅	1964	52	280
御山下団地	住宅	1958	58	173	市営球場	野球場	1964	52	-
御山下団地	住宅	1960	56	56	第11分団第5部前田屯所	消防屯所	1964	52	102
御山下団地	住宅	1960	56	112	第一中学校	屋内運動場	1964	52	1,033
地/森団地	住宅	1960	56	485	中井団地	住宅	1964	52	410
地/森団地	住宅	1960	56	208	蛸ノ浦児童館	児童館	1964	52	437
地/森団地	住宅	1960	56	168	教員住宅越喜来第9号	住宅	1965	51	56
地/森団地	住宅	1960	56	56	第一中学校	校舎	1965	51	1,077
田中団地	住宅	1960	56	168	沢田団地	住宅	1965	51	316
田中団地	住宅	1960	56	56	中井団地	住宅	1965	51	261
長安寺団地	住宅	1961	55	299	文化財収蔵庫	収蔵庫	1965	51	132
上山団地	住宅	1962	54	363	旧吉浜小学校屋内運動場	屋内運動場	1966	50	443
綾里中学校	倉庫	1962	54	55	教員住宅越喜来第7号	住宅	1966	50	84
第一中学校	校舎	1962	54	1,644	沢田団地	住宅	1966	50	371
第一中学校	校舎	1963	53	773	第2浄水場	管理棟及び附属建物	1966	50	245
							合計		18,202

③地区別の公共建築物の保有量

- 本市の公共建築物は、大船渡地区や盛地区に行政系施設や市民文化系施設、産業系施設が集中して立地しており、公共建築物の延べ床面積が 50,000 m² 以上と多くなっています。

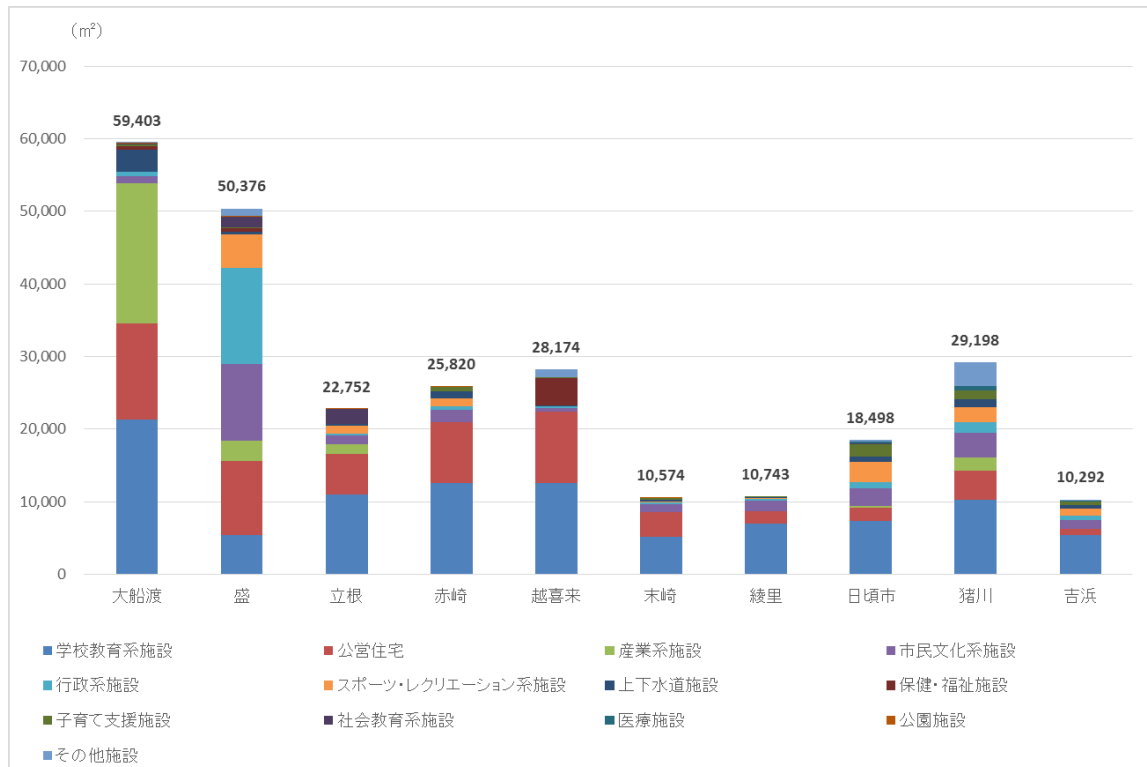


図5 地区別施設類型別の公共建築物の保有量

④公共建築物の耐震化状況

- 本市の公共建築物で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の特定既存耐震不適格建築物に該当する施設については、概ね耐震診断及び耐震改修が実施されている状況です。
- 耐震改修が必要と診断された施設のうち耐震改修の実施予定がない施設は1施設のみとなっています。

表6 公共建築物の耐震化状況(平成28年12月時点)

所管部署	施設名	建物名	建築年次	延べ床面積	階数	耐震診断	耐震改修
学校教育課	蛸ノ浦小学校	校舎	S45	802 m ²	3	実施済	未実施
		校舎	S45	1,203 m ²	3	実施済	未実施
		屋内運動場	S49	553 m ²	2	実施済	未実施
財政課	市役所	本庁舎	S45	5,230 m ²	3	実施済	平成29年度内に実施予定
生涯学習課	市民体育館	体育館	S53	3,877 m ²	2	実施済	工事中

※平成28年度に耐震改修を実施予定の施設(小学校等)は除いている。

⑤東日本大震災による公共建築物の浸水状況

- 本市の公共建築物のうち東日本大震災で床下・床上浸水の被害を受けた建築物は全体の延べ床面積の12%となっています。
- 被害を受けた施設の面積は床下浸水で3,141 m²(6棟)、床上浸水で28,383 m²(53棟)となっています。

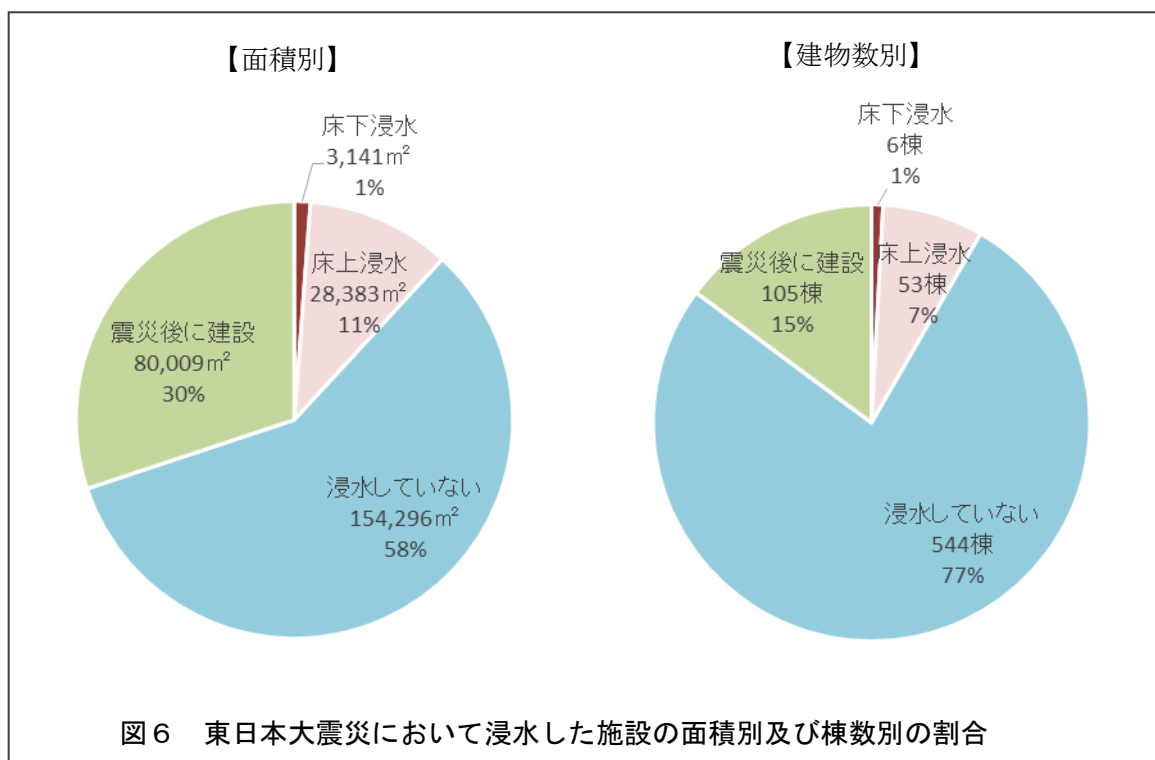


表7 東日本大震災において浸水した施設のうち、復旧した公共建築物（建て替えを除く）

	施設名	建物名	面積(m ²)		施設名	建物名	面積(m ²)
床上 浸水	三陸公民館	公民館	2,972	床 上 浸 水	三陸鉄道南リアス線運行部事務所	検収庫	465
	民俗資料保管庫	資料保管庫	93		三陸鉄道南リアス線運行部事務所	車庫	60
	市民体育館	体育館	3,877		三陸鉄道南リアス線運行部事務所	油庫	11
	体育センター	物置	69		三陸鉄道南リアス線運行部事務所	地震計室	4
	体育センター	施設管理事務所	325		三陸鉄道南リアス線運行部事務所	排水処理室	36
	テニスコート	更衣室	64		甬嶺駅	待合所	15
	弓道場	射場	261		甬嶺駅前トイレ	トイレ	5
	弓道場	的場	不明		長崎水源	管理室	18
	田中島グラウンド	トイレ	22		綾里簡易水道	(田浜)ポンプ室	24
	田中島グラウンド	倉庫	15		大船渡浄化センター	管理汚泥棟	1,786
	大船渡職業訓練センター	研修所	327		大船渡浄化センター	最初沈殿池上家	297
	シーパル大船渡	会館	643		大船渡浄化センター	最終沈殿池上家	419
	大船渡市働く婦人の家	集会場	801		大船渡浄化センター	マンホールポンプ	90
	大船渡市勤労青少年ホーム	会館	609		千歳地区漁業集落排水施設	下水道処理棟	117
	大船渡小学校	プール専用付属室	54		根白地区漁業集落排水施設	し尿処理施設	120
	大船渡小学校	校舎	817		小石浜地区漁業集落排水施設	汚水処理場	117
	大船渡小学校	校舎	1,606		盛川河川敷公園	公衆トイレ	31
	大船渡小学校	校舎	741		大田公園	公衆トイレ	11
	大船渡小学校	校舎	1,679		みどり町公園	公衆トイレ	11
	綾里小学校	校舎	2,391		館下公園	公衆トイレ	11
	綾里小学校	校舎	262		諏訪前公園	公衆トイレ	4
	三陸保健福祉センター(現大船渡市役所三陸支所)	庁舎	819		石橋前公園	公衆トイレ	1
	越喜来診療所	診療所	622		赤崎公園	公衆トイレ	2
	越喜来診療所	車庫	66		市民交流館カリアホール	集会所	1,222
	上三区コミュニティー消防センター	コミュニティー消防センター	85		大船渡市魚市場	ポンプ室	8
	第1分団第3部屯所	消防団員詰所	137		大船渡小学校	屋内運動場	1,102
	盛中央団地	住宅1号棟	2,435		大船渡小学校	屋内運動場脇トイレ	14
	盛中央団地	住宅2号棟	2,431		綾里小学校	屋内運動場	750
	盛中央団地	ポンプ室、プロパンポンプ室	149		綾里小学校	屋内運動場	45
三陸鉄道南リアス線運行部事務所	事務所	355					
						合計	31,524

⑥公共施設の管理運営状況

- 公共施設の管理形態うち、直営で管理している施設が 62.1% (213 施設)、指定管理者に管理を委託している施設が 29.2% (100 施設)、その他の管理形態をとっている施設が 8.7% (30 施設) となっています。
- 本市では、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、公営住宅や体育施設、魚市場などの施設管理を指定管理者に任せています。また、地域の集会施設では、地元の町内会等が指定管理者となっています。
- その他の管理形態は、下表のとおりです。

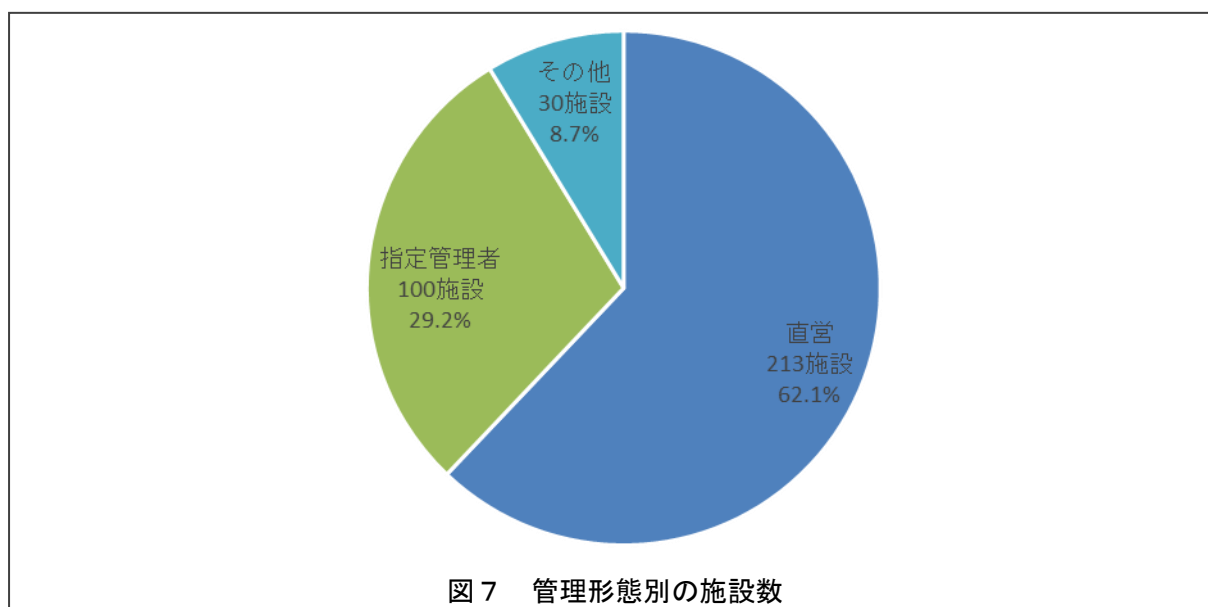


表 8 管理形態「その他」の内訳

施設名	管理形態	施設名	管理形態
1 綾里学校給食共同調理場	調理業務委託	16 砂子浜地区漁業集落排水施設	業務委託
2 北部学校給食センター	調理業務委託	17 崎浜地区漁業集落排水施設	業務委託
3 大船渡北小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	18 小石浜地区漁業集落排水施設	業務委託
4 末崎小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	19 千歳地区漁業集落排水施設	業務委託
5 赤崎小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	20 蛸ノ浦地区漁業集落排水施設	業務委託
6 大船渡小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	21 三陸鉄道盛駅	三陸鉄道株式会社と使用貸借契約
7 猪川小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	22 陸前赤崎駅	〃
8 盛小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	23 綾里駅	〃
9 立根小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	24 恋し浜駅	〃
10 日頃市小学校放課後児童クラブ	保護者会に委託	25 甫嶺駅	〃
11 第1浄水場	個人委託	26 三陸駅	〃
12 第2浄水場	個人委託	27 三陸鉄道南リアス線運行部事務所	〃
13 第3浄水場	個人委託	28 基石海岸レストハウス	一般社団法人大船渡市観光物産協会へ行政財産として使用許可
14 大船渡浄化センター	業務委託	29 三陸観光センター	〃
15 根白地区漁業集落排水施設	業務委託		

(2) インフラの状況

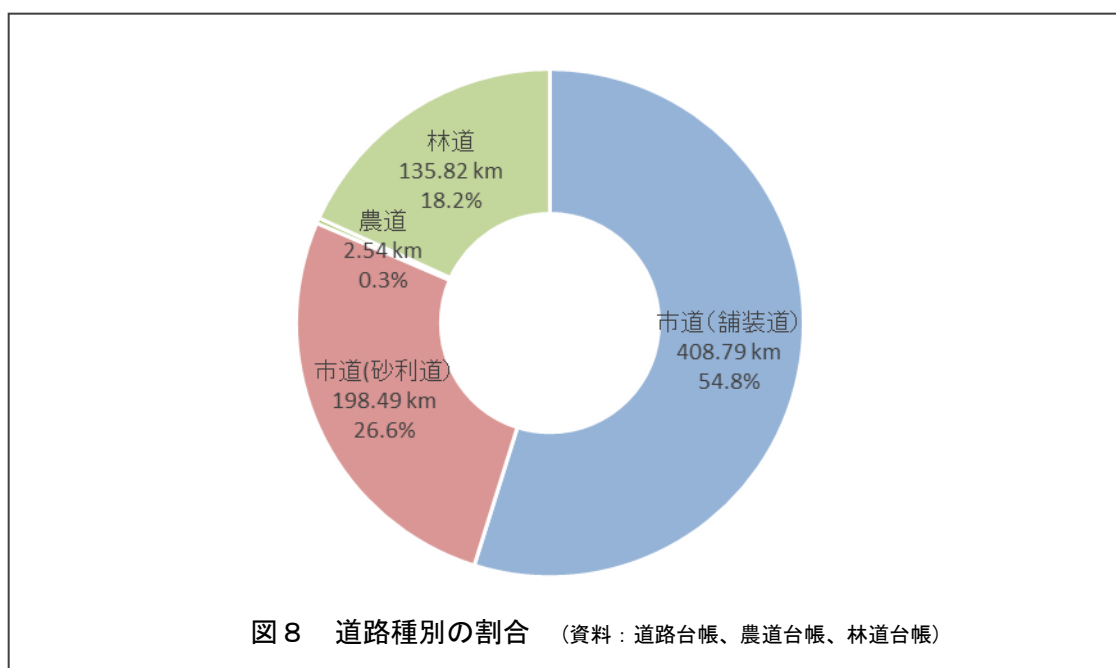
※端数処理や四捨五入等の関係上、グラフや表に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

①道路

- 道路として、市道約 607km、農道約 3 km、林道約 136km を有しています。
- 市道のうち、舗装を行っている道路は約 409km で総面積は約 1,843,647 m² となっています。

表 9 道路種別道路延長 (資料：道路台帳、農道台帳、林道台帳)

幅員			9.0m 以上	5.5m~9.0m	4.0m~5.5m	4.0m 未満	計
市道	舗装道	延長 (km)	5.75	73.59	174.63	154.81	408.79
		面積 (m ²)	68,156.3	480,389.8	807,067.5	488,033.8	1,843,647.4
	砂利道	延長 (km)	0.20	3.15	13.12	182.02	198.49
		面積 (m ²)	2,171.5	20,104.8	58,051.3	353,296.2	433,623.8
	計	延長 (km)	5.95	76.74	187.75	336.83	607.27
		面積 (m ²)		500,494.6	865,118.8	841,330.0	2,277,271.2
農道	延長 (km)					2.54	
林道	延長 (km)					135.82	
合計延長						745.63	

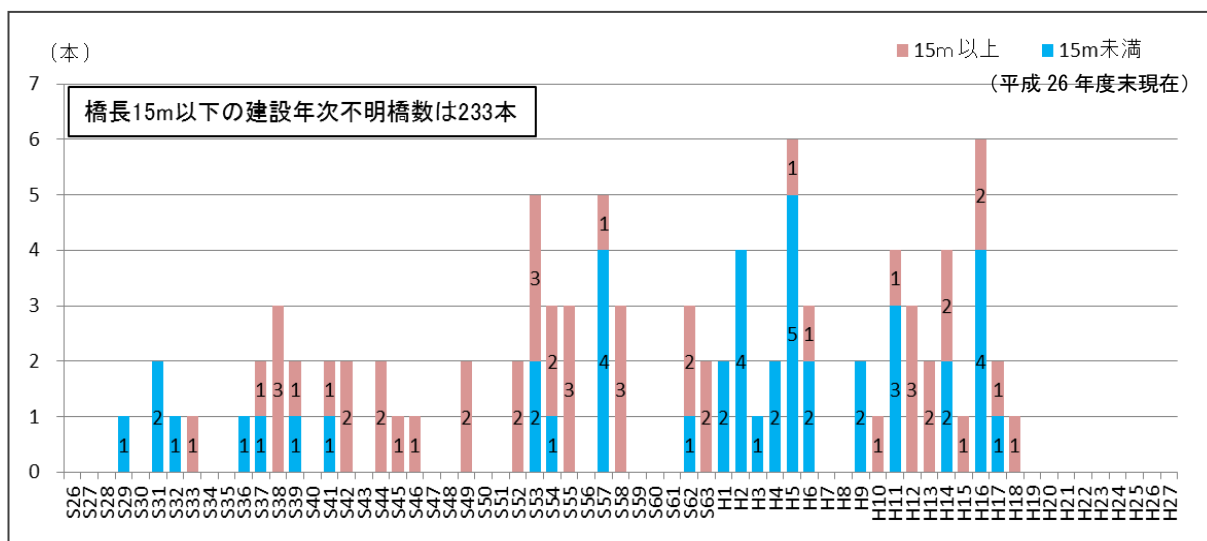
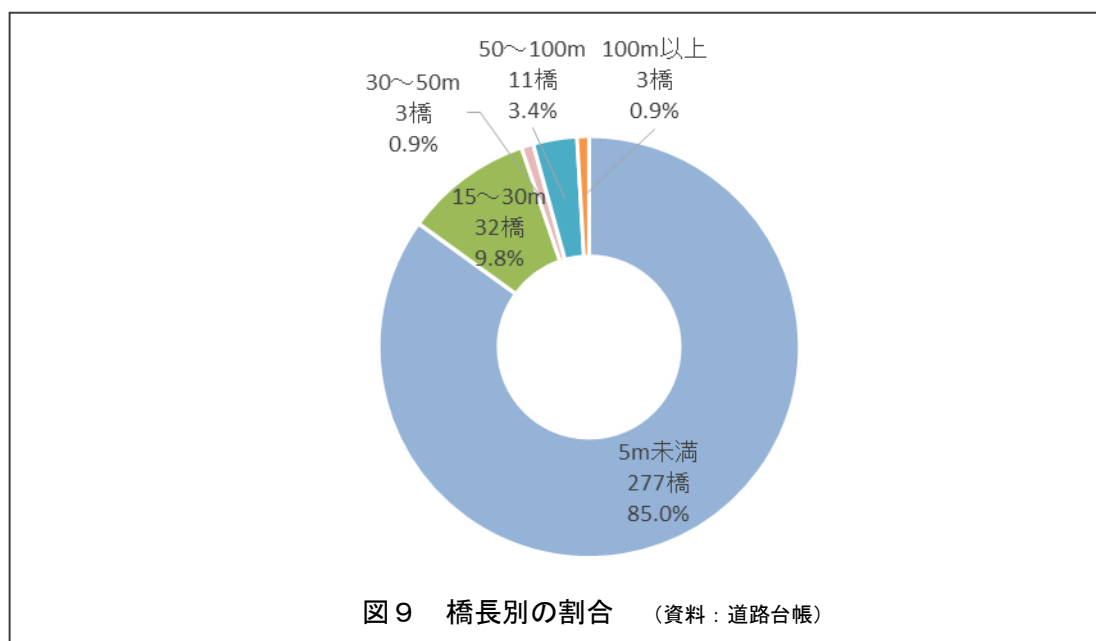


②橋りょう

- 橋りょうは 326 橋 (24,666 m²) を有しており、15m以上の橋りょうが 49 橋 (15%)、15m未満の橋りょうが 277 橋 (85%) となっています。
- 15m未満の橋りょうのうち、233 橋は整備年次が不明となっています。

表 10 橋りょうの長さ区別橋数、面積 (資料：道路台帳) (平成 26 年度末現在)

	橋数		面積 (m ²)	
		割合		割合
5m 未満	277	85%	12,079.1	49%
5~15m	0	0%	0.0	0%
15~30m	32	10%	3,813.9	15%
30~50m	3	1%	1,106.2	4%
50~100m	11	3%	6,045.9	25%
100m 以上	3	1%	1,620.8	7%
合計	326	100%	24,665.9	100%



③上水道

- 上水道（簡易水道は除く）は管路 271km が整備されています。整備年次が確認できる昭和 47 年度以降に約 6 割の 148km が整備されています。

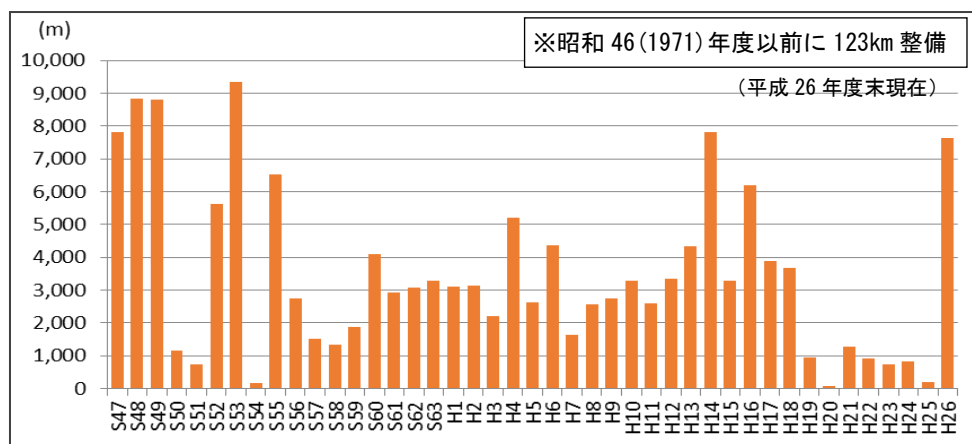


図 11 上水道の管路の年度別整備延長 (資料: 水道事業所提供資料)

※年次別の整備延長については、記録があるのが昭和 47(1972)年度以降

④下水道

- 下水道は管路 116 km が整備されており、公共下水道(汚水)の管路が 95km、漁業集落排水の管路が 21km となっています。
- 公共下水道(汚水)の管路は平成 4 年以降、計画的に整備されています。漁業集落排水の管路は、平成 10 年から平成 20 年までの期間に集中して整備されています。

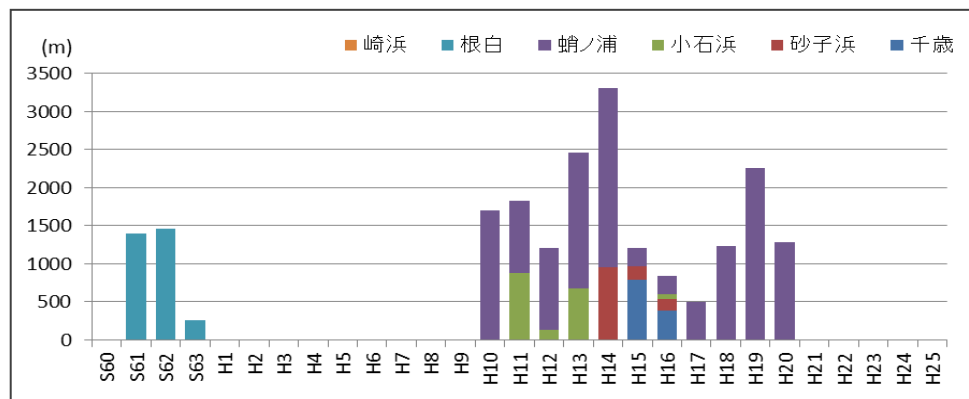
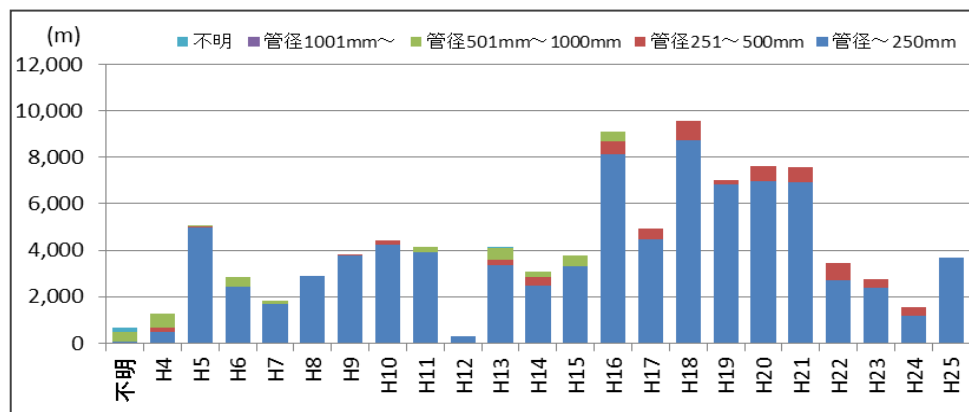


図 12 下水道の年度別整備延長 (上: 公共下水道、下: 漁業集落排水)

(資料: 下水道事業所提供資料)

⑤公園

- 公園は街区公園が 30 箇所（7.25ha）、近隣公園が 3 箇所（4.17ha）、都市緑地が 3 箇所（13.99ha）となっています。

表 11 公園の種類の箇所数及び面積

種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	30箇所	7.25
近隣公園	3箇所	4.17
都市緑地	3箇所	13.99

⑥漁港

- 漁港は 16 箇所となっています。

表 12 漁港の箇所数

種別	箇所数
第一種	16 箇所

【参考】有形固定資産減価償却率(令和 年 月改訂)

土地以外の有形固定資産の老朽化を表す指標であり、市が保有する公共施設が、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができます。

	<u>有形固定資産減価償却率(%)</u>	<u>(参考) 類似団体平均値(%)</u>
<u>平成 29 年度</u>	<u>39.3</u>	<u>58.7</u>
<u>平成 30 年度</u>	<u>40.5</u>	<u>59.9</u>
<u>令和元年度</u>	<u>36.8</u>	<u>60.1</u>
<u>令和 2 年度</u>	<u>36.6</u>	<u>61.8</u>

資料：岩手県 県内市町村の財政状況資料集

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

=減価償却累計額÷(有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額)

※100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示します。

※類似団体とは、「人口」及び「産業構造等」により全国の市町村をグループに分類し、本市と同じグループに属する団体を指します。

(3) 公共施設に関する市民意識について

今後の公共施設のあり方に関する市民意識調査の結果は次のとおりです。

①今後の公共施設の整備の進め方について

- 「市民ニーズに合わせて施設等の規模や数を見直していく」と「適宜減らしていく」という意見は合わせて5割程度となっています。
- 一方、「今後も施設を増やしていく」や「現状の規模を維持していく」という意見は2割程度となっています。

②建て替え・修繕等に多くの費用が必要となる場合の取組について

- 市の財政状況に見合った施設数の見直しの必要性や施設の効率化を進める必要性を感じているという意見が5割程度となっています。

【参考】市民意識調査結果（平成28年3月）

Q1. 今後、公共施設の整備について、どのように進めていくべきだと思いますか。

- ・ 建替えの際、市民のニーズに合わせて規模や数を減らしていく。(41.8%)
- ・ 多いものも少ないものもあり、どちらとも言えない。(19.2%)
- ・ 施設が不足しているので、増やす。(11.5%)
- ・ 新たには増やさないが、そのままの数、規模を維持する。(10.4%)
- ・ 将来の負担にならないように適宜減らしていく。(7.2%)
- ・ その他、無回答(9.9%)

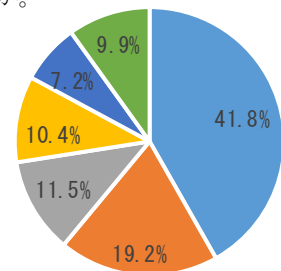


図13 回答の割合(Q1)

Q2. 公共施設の建て替え・修繕等に多くの費用が必要になる場合、どのような取組が必要だと思いますか。

- ・ サービスの見直しや不必要な施設の廃止等を行い市の財政状況に見合った数にしていく。(29.6%)
- ・ 公共施設の複合化等を進め、施設の効率化などを進める。(23.3%)
- ・ 計画的な維持修繕を行い、長期的に利用できるようにしていく。(18.2%)
- ・ 施設の建て替えや管理運営に民間のノウハウ、資金を活用する。(7.6%)
- ・ 市債など市が借入れをし、後年度に返済していく。(1.0%)
- ・ 施設の利用料など施設を利用している人の負担を増やす。(5.1%)
- ・ 施設の維持管理等を市民と協働で実施し、維持管理費等を軽減していく。(8.1%)
- ・ 税金により広く公平に市民の負担を増やす。(1.8%)
- ・ その他、無回答(5.3%)

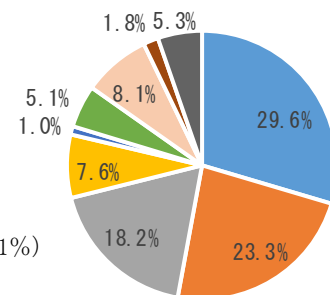


図14 回答の割合(Q2)

1.2 人口の見通し

(1) 総人口の見通し

- 本市の総人口は平成 27 年国勢調査で 38,058 人となっています。平成 13 年 11 月の旧三陸町との合併以降も徐々に減少しており、減少傾向は現在も続いています。
- このような傾向から、本市の人口は将来的にも減少が見込まれています。平成 22 年までの人口をもとに推計した結果、平成 52 年は 24,969 人に減少すると予測されています。

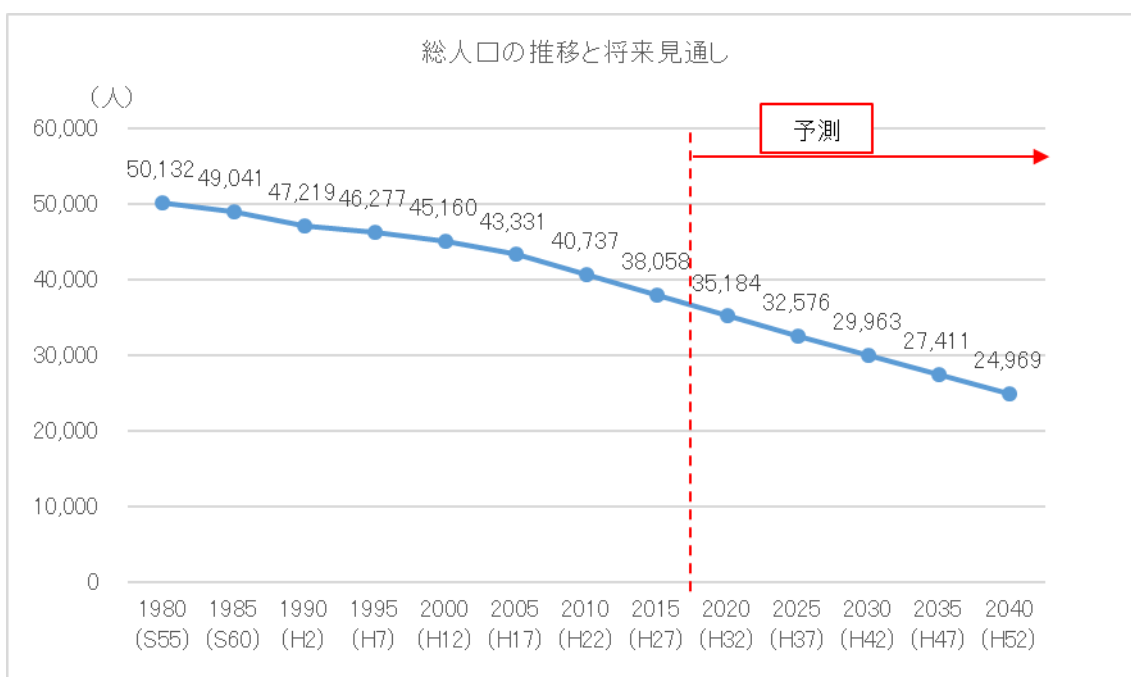


図 15 総人口の推移と将来見通し (資料：国勢調査、社会保障人口問題研究所)

※2000 年 (H12 年) 以前の人口は旧大船渡市と旧三陸町との合計値で算出。

(2) 年齢別人口の見通し

- 年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しており、今後も減少傾向が続くと予測されています。
- 老年人口（65歳以上）は今後、減少に転じると予測されており、高齢化率は平成22年の30.9%が、平成52年には44.5%になると予測されています。

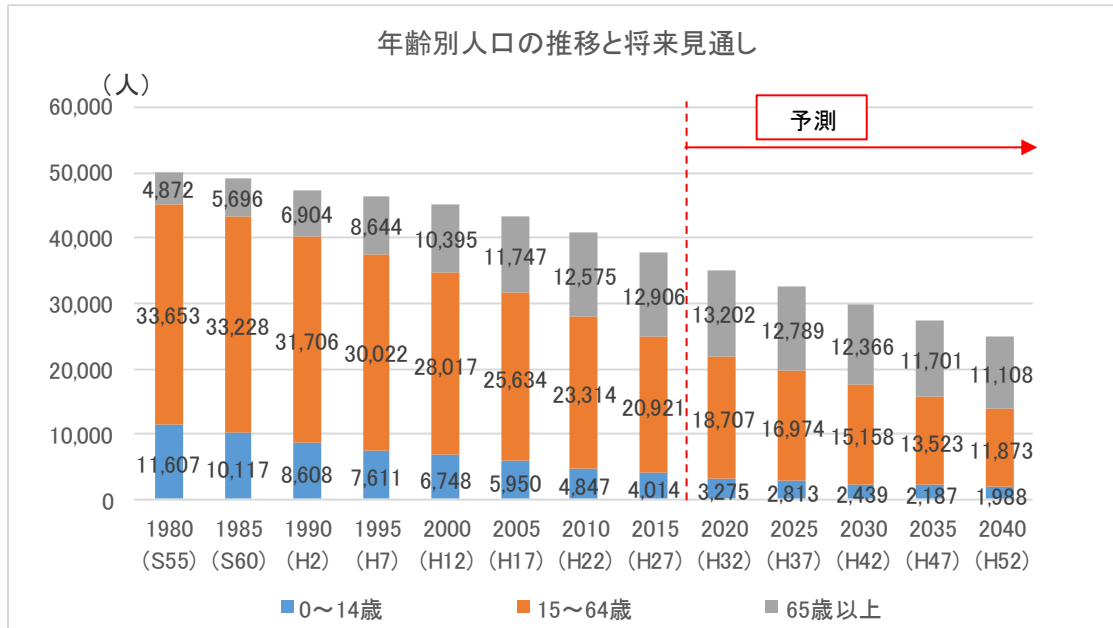


図16 年齢別人口の推移と将来見通し

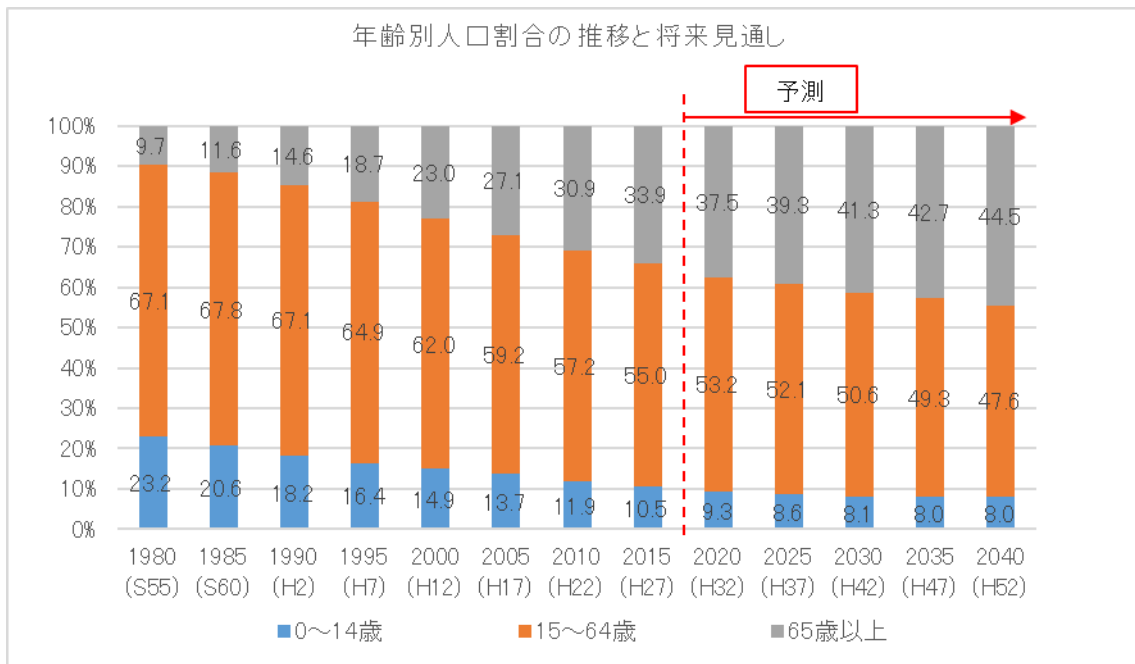


図17 年齢別人口構成比の推移と将来見通し

(資料: 国勢調査、社会保障人口問題研究所)

[参考]人口一人当たりの公共建築物の保有量

- ここでは参考として、総務省が公表している公共施設状況調経年比較表に基づき他市町村との比較を行います。平成 26 年度における本市の保有する市民一人当たりの公共建築物の床面積は 5.4 m²/人となっており、岩手県の平均である 5.5 m²/人とほぼ同程度となっています。
- 岩手県内の同規模人口の自治体と比較しても中間的な保有量となっています。

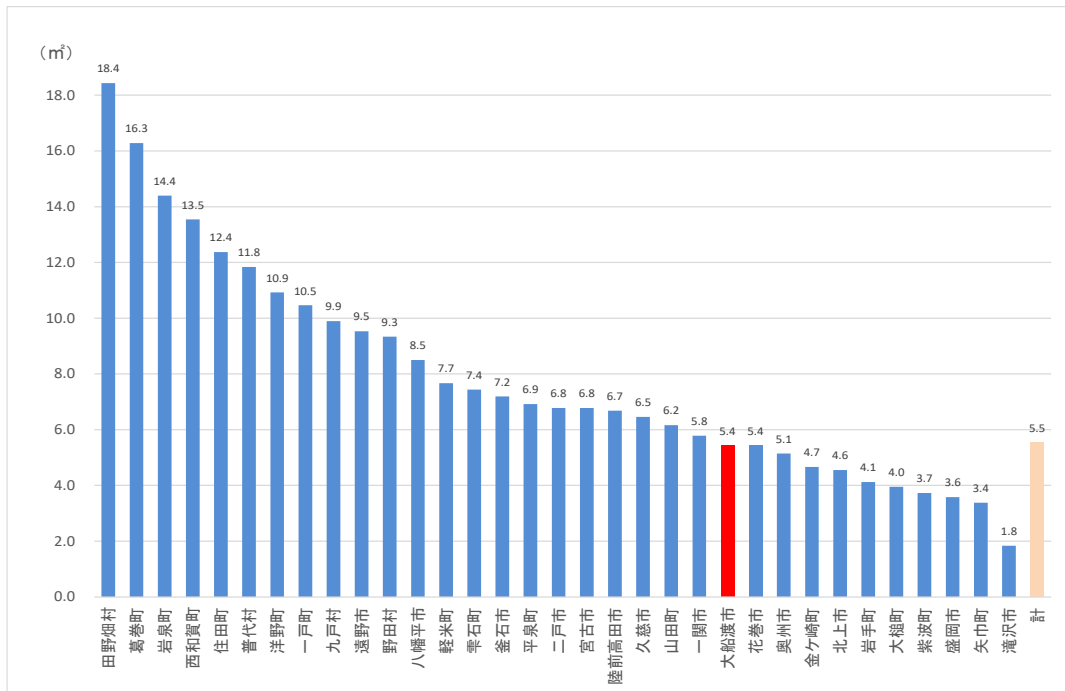


図 18 県内市町村別の公共施設（建築物）保有水準

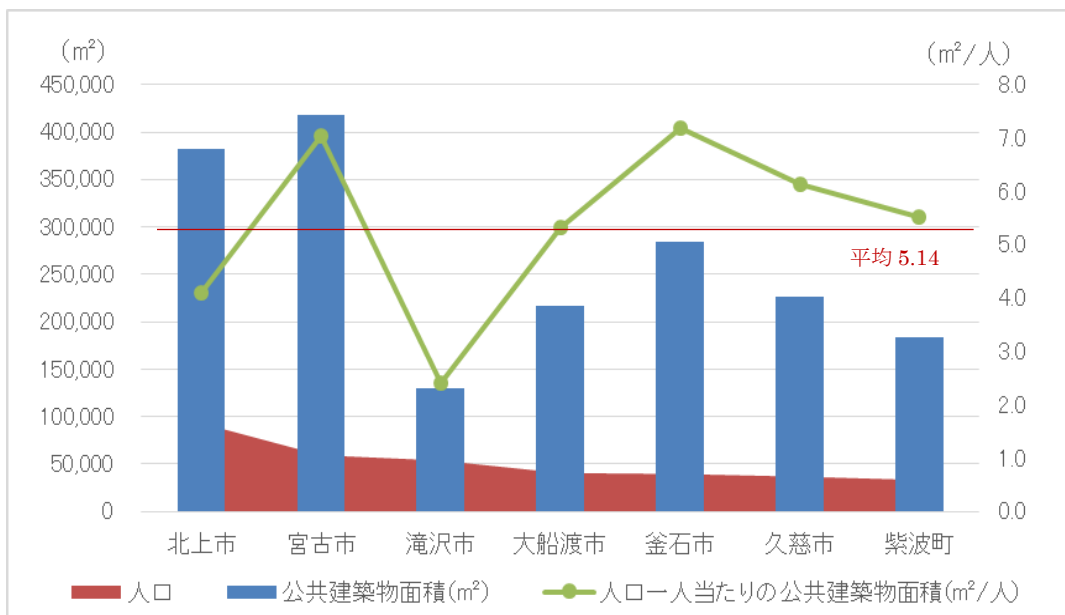


図 19 岩手県内の人口 30～100 千人の自治体との比較

(資料：公共施設状況調経年比較表)

1.3 公共施設等の更新費用等の見込み

(1) 財政の状況

①歳入・歳出の推移

- 本市の普通会計の決算額は、平成 23 年度以降、復興関連事業の影響で大幅に増加しており、東日本大震災発生前と平成 26 年度の歳出額を比較すると 3 倍以上になっています。今後は、高齢者の増加等による社会保障関連事業費（扶助費）の増加が見込まれています。
- 税収については、復興需要等を背景に震災前と同水準まで回復したものの、今後は復興関連事業の収束や償却資産の新規取得の減少などにより、低調な推移が見込まれています。

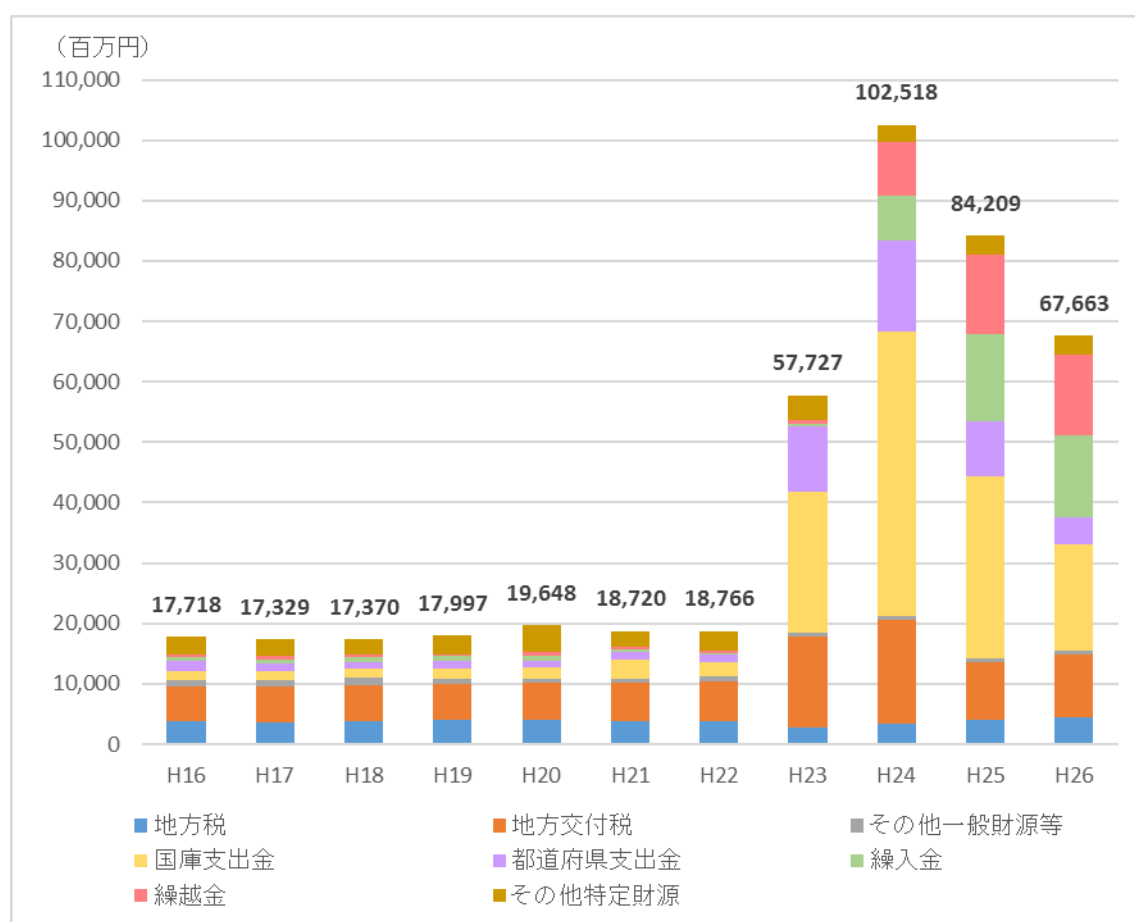


図 20 歳入の推移 (資料：総務省 HP 市町村別決算状況調)

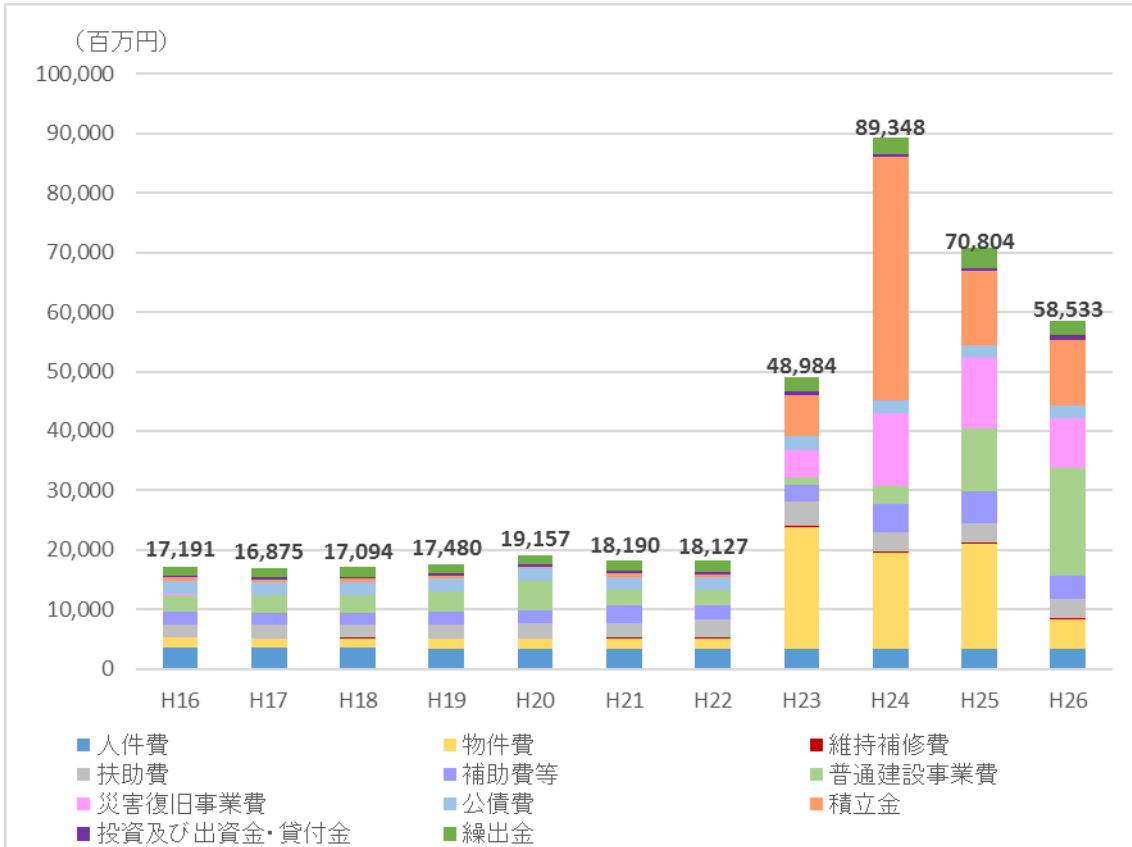


図 21 歳出の推移

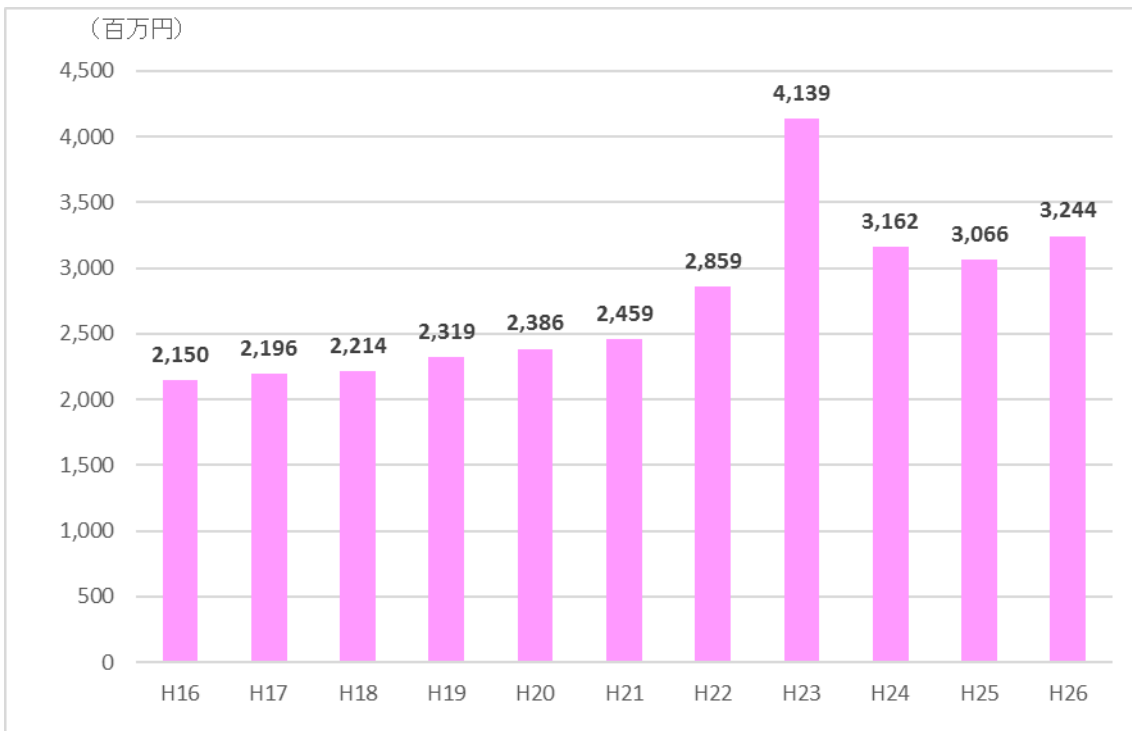


図 22 補助費の推移

(資料：総務省 HP 市町村別決算状況調)

②過去 10 年の普通建設事業費及び維持補修費の状況

- 東日本大震災発生以前の普通建設事業費は、約 25 億円から約 35 億円で推移していましたが、平成 25 年度以降、復興関連工事により急減な伸びを示しています。なお、平成 20 年度における普通建設事業費の増加は市民文化会館の建設によるものです。
- 本市の維持補修費は年度により変動がありますが、近年は 2 億円前後で推移しています。

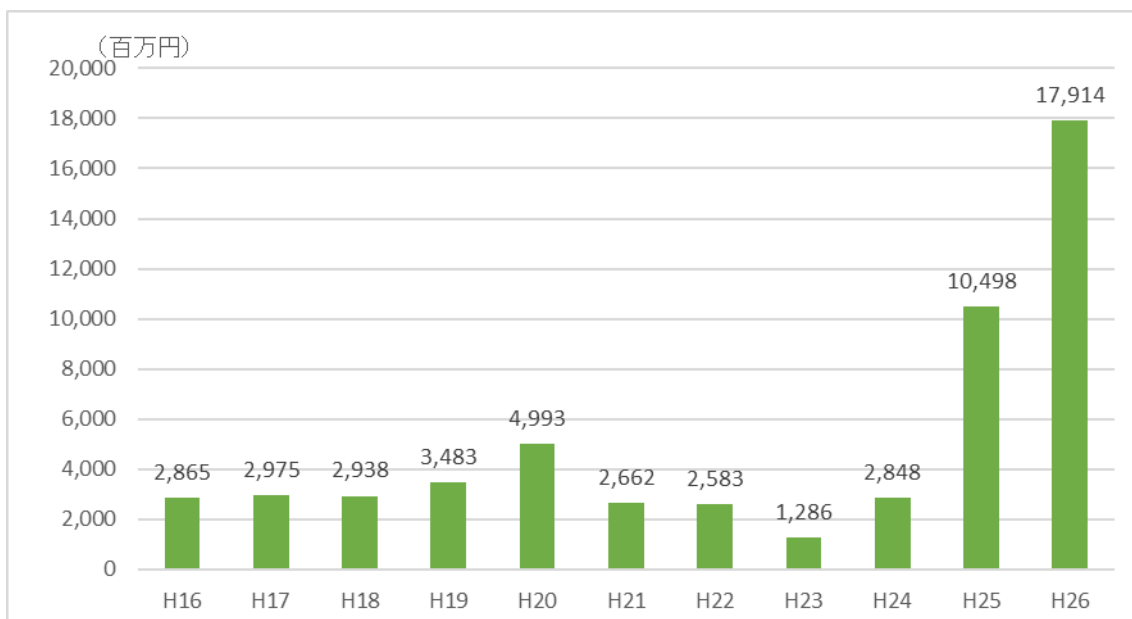


図 23 普通建設事業費の推移

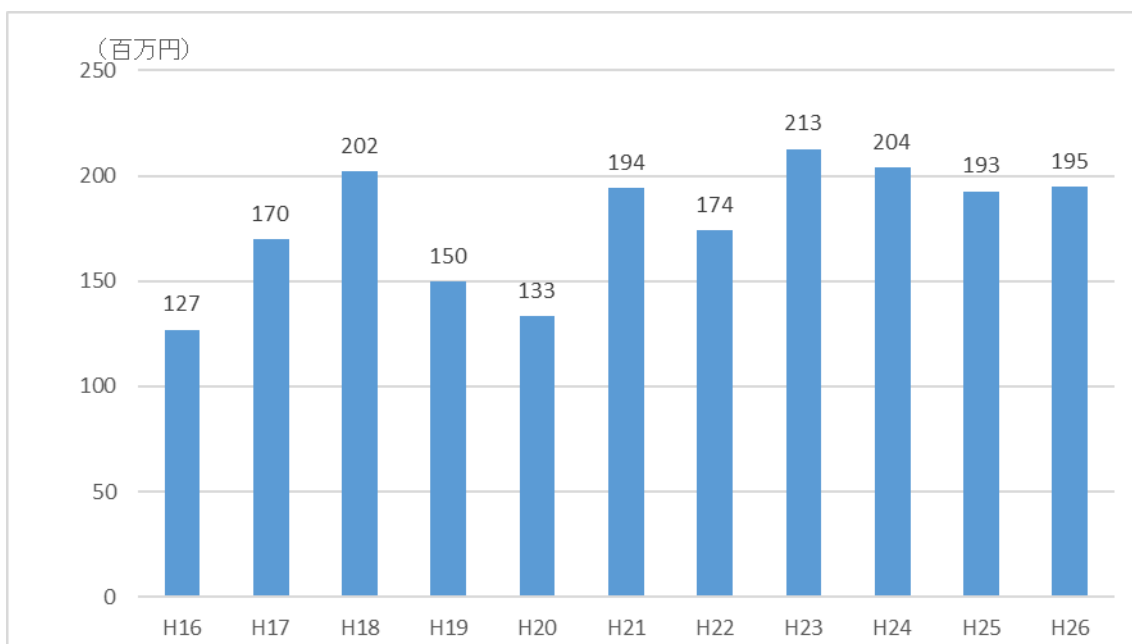


図 24 維持補修費の推移

(資料：総務省 HP 市町村別決算状況調)

(2) 公共施設等の更新費用と投資可能見込額について

公共施設等の将来更新費用が市の財政に対して、どのような影響を与えるかを把握するため、公共施設等の将来更新費用とこれまでの普通建設事業費を比較します。

■試算方法

【公共施設等更新費用の試算方法】

- 新たな施設の整備は行わないものと仮定し、現在の施設の建て替え及び大規模改修費用を対象に試算しています。
- 公共建築物の更新時期は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」により示されている耐用年数を使用し、築 60 年で建て替えするものとして試算しています。また、大規模改修は建物附属設備等の耐用年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修時期である築 30 年に大規模改修を行うものと仮定し、推計しています。
- 推計期間は、復興事業で新設された施設の大規模改修時期等を勘案して、今後 40 年間（平成 28 年度～平成 67 年度）を対象としています。
- 試算は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（財団法人自治総合センター）」の試算ソフトを使用しました。

【投資可能見込額の試算方法】

<普通会計>

- 東日本大震災発生以前の 3 年間（平成 19 年度から平成 21 年度）の普通建設事業費の平均値を投資可能見込額とします。
- 上記の投資可能見込額から、市民文化会館整備に関する事業費を除き、推計に使用する投資可能見込額を算出しています。

<上水道、下水道>

- 東日本大震災発生以前の 3 年間（平成 19 年度から平成 21 年度）の建設改良費（職員給与除く）、建設改良のための地方債償還金の平均値を投資可能見込額とします。

■更新費用と投資可能見込額の試算結果

【更新費用】

- 今後 40 年間に新たな施設の整備は行わず、既存の公共施設（公共建築物、道路、橋りょう）を全て更新とした場合、総額で約 1,100 億円の更新費用が必要になると見込まれます。
- 平均すると 1 年あたり約 27.5 億円の更新費用となります。

【投資可能見込額】

- 投資可能見込額の設定については、復興関連事業の影響により普通建設事業費が大きく増加していることから、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間の普通建設事業費（市民文化会館整備に関する事業費を除く）をベースとします。
- 平均すると 1 年あたり約 20.9 億円となり、今後 40 年間における公共施設等への投資可能額は総額で約 836 億円と見込まれます。

【試算結果】

- 老朽化した公共建築物の建て替えと東日本大震災以降に復旧、整備した公共施設等の大規模改修により、投資可能見込額（年間約 20.9 億円）と比較して約 1.3 倍の更新費用（年間約 27.5 億円）が必要となり、1 年あたり約 6.6 億円、今後 40 年間で約 264 億円の更新費用が不足することとなります。

※端数処理の関係上、計画中に記載の数字の合計等が一致しない場合があります。

40年間の更新費用総額: 1,100億円
 年間平均額: 27.5億円

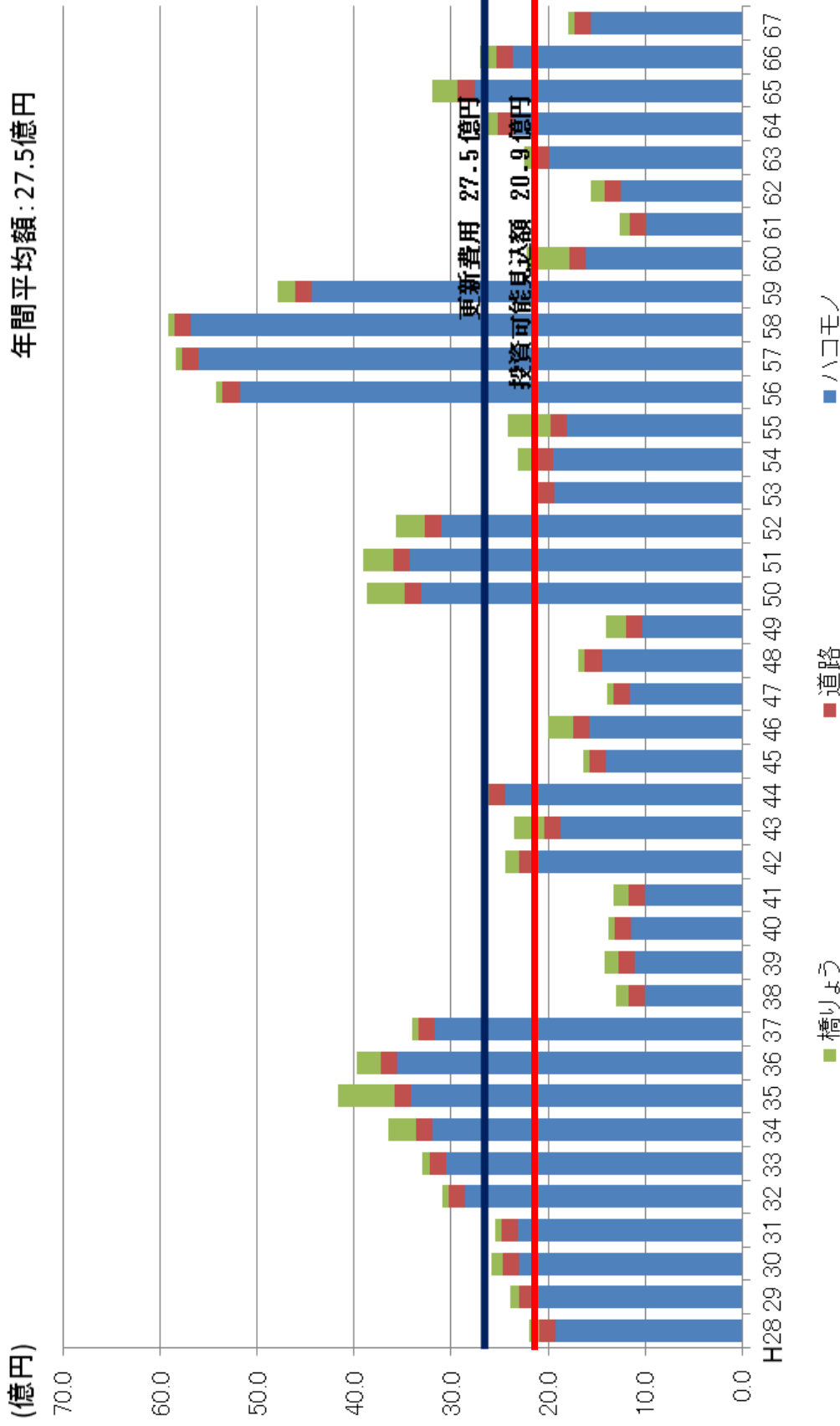


図 25 将来更新費用と投資可能見込額の比較 (普通会計)

(参考) 上水道 (簡易水道除く)、下水道

40年間の更新費用総額: 357億円
年間平均額: 8.9億円

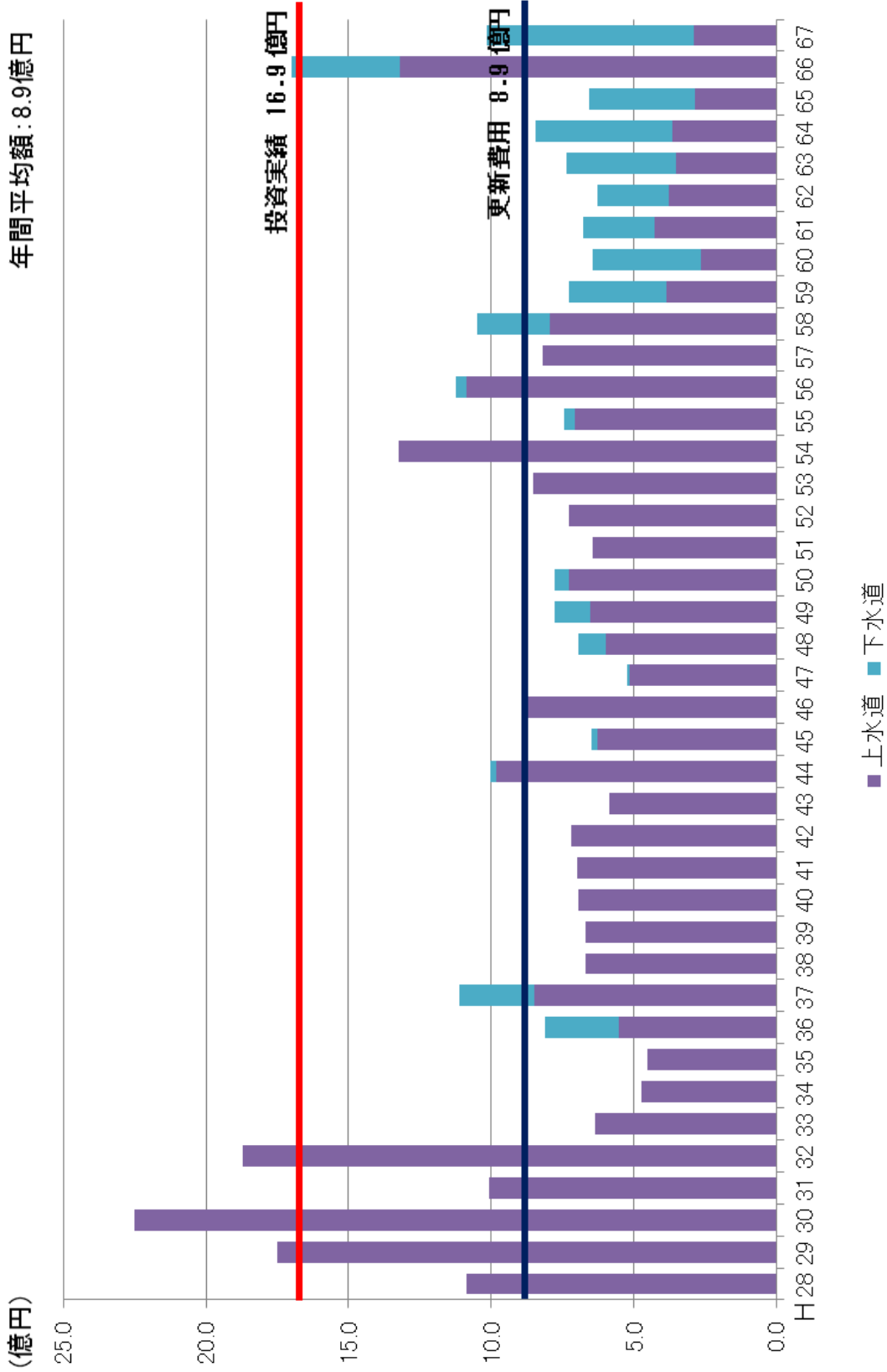


図 26 将来更新費用と投資可能見込額の比較 (上水道、下水道)

[参考] 将来更新費用の推計方法

(1) 試算対象

- 試算の対象は、市が保有する公共建築物、道路、上水道施設、下水道施設とします。
- 施設は、同じ規模で（面積、延長等）で更新するものと仮定します。

表 13 試算対象

区分	対象
①公共建築物	・ 建物
②インフラ	・ 道路（市道、農道及び林道のうち舗装されているもの） ・ 橋りょう ・ 上水道（管路、上水道施設（建物）） ・ 下水道（管路、下水道施設（建物））

※公園や漁港などの更新費用試算ソフトのシミュレーション条件に当てはまらない施設は、試算から除く。

※上記シミュレーション条件では、道路について舗装更新を前提としているが、農道と林道は未舗装部分があり、将来的にも舗装需要がない部分もあるため、今回の試算から除く。

※簡易水道の管路については、現在、固定資産台帳を整備中であることから、今回の試算から除く。

(2) 試算方法

- 試算は、公共施設等更新費用試算ソフトの仕様書(平成 28 年度版)に記載されている方法及び単価等を用いて行います。

表 14 試算方法

区分	試算方法	
①公共建築物	整備年度ごとの延べ床面積×更新単価から試算。	
②道路	過去 3 年の道路関係の維持補修費の平均額から設定。	
③橋りょう	整備年度ごとの面積×更新単価から試算。 ※構造が不明であるが、鋼橋以外の更新単価は同じであるため、現時点では RC、PC 橋の更新単価を用いて試算。 ※15m 以下の橋りょうについては、1 橋あたりの平均面積をもとに試算。	
④上水道	管路	整備年度ごとの管径別の延長×更新単価から試算。
⑤下水道	管路	整備年度ごとの管種別の延長×更新単価から試算。

(3) 耐用年数・更新の考え方

- 公共建築物及びインフラの耐用年数及び更新期間は以下のとおりです。

表 15 耐用年数と更新期間

区分		耐用年数	更新期間
①公共建築物	大規模改修	30年	2年
	更新（建て替え）	60年	10年
②道路	更新	15年	—
③橋りょう	更新	60年	5年
④上水道	管路（更新）	40年	1年
	施設	公共建築物と同様	公共建築物と同様
⑤下水道	管路（更新）	50年	1年
	施設	公共建築物と同様	公共建築物と同様

(4) 建設・整備年度不明の公共施設等の取扱い

- 建設・整備年度が不明な場合については、取得年次を採用して更新費用を算出します。
- 取得年次が不明な場合は、1年あたりの平均により更新費用を算出し、年度ごとに割り振ります。

(5) 耐用年数が経過した場合の取扱い

- 耐用年数を経過している公共施設等は、老朽化が進んでいるものの、建物の耐久性に著しい問題があるケースは少ないと考えられます。
- そのため、耐用年数終了後の翌年度に一度に更新することは想定せず、計画的に更新するものとして取り扱うこととします。

(6) 将来更新費用の個別推計結果

① 公共建築物

- 40年間の更新費用総額は964.5億円、年平均額は24.1億円と推定されます。

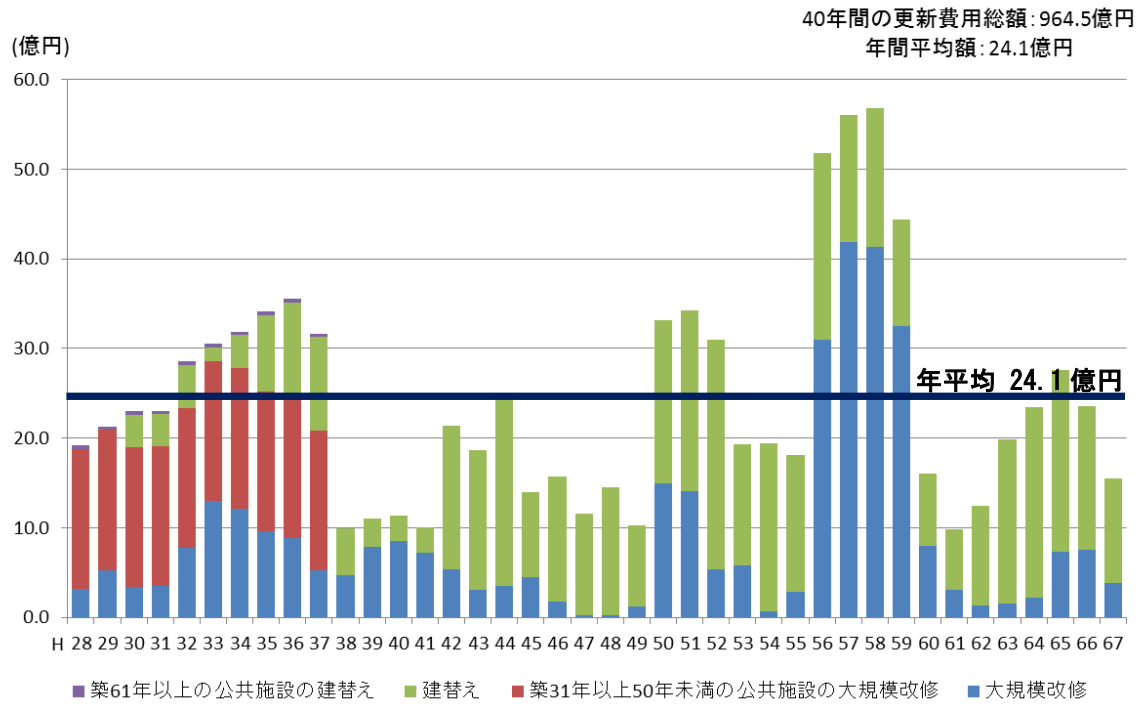


図 27 公共建築物の将来更新費用

②インフラ

ア.道路（市道）

○ 40年間の更新費用総額は68億円、年平均額は1.7億円と推定されます。

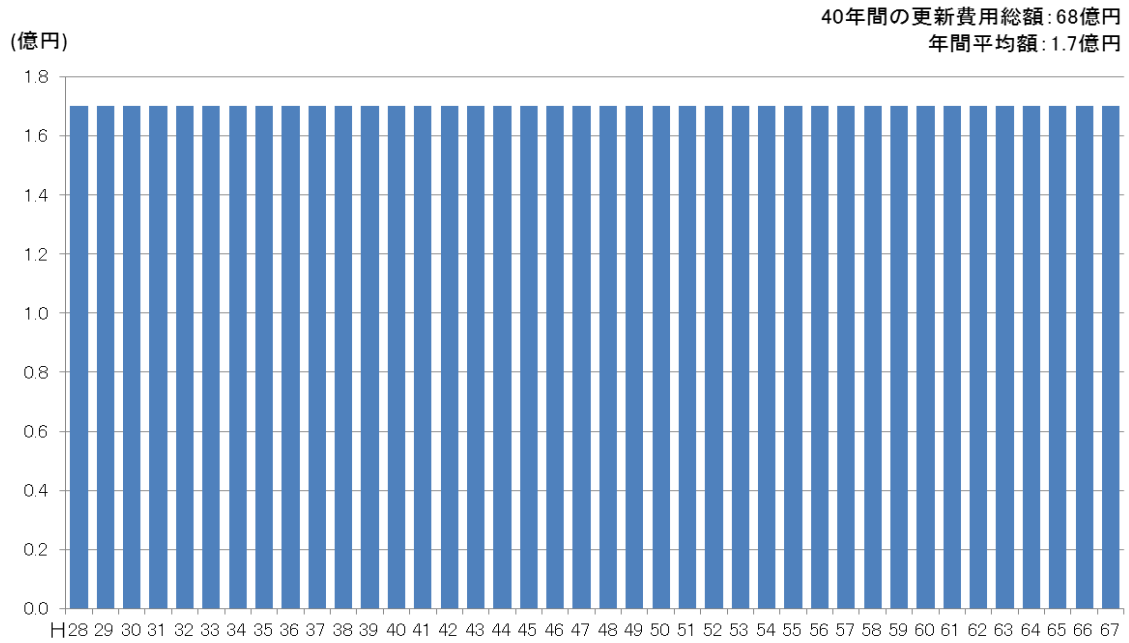


図 28 道路の将来更新費用

イ.橋りょう

○ 40年間の更新費用総額は68.2億円、年平均額は1.7億円と推定されます。

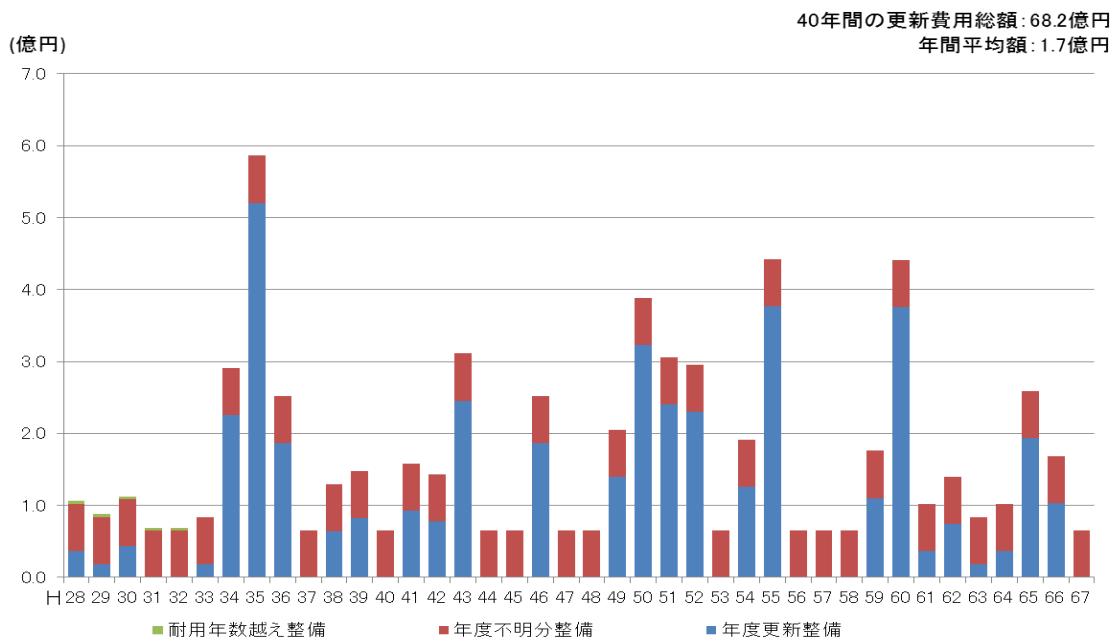


図 29 橋りょうの将来更新費用

ウ.上水道

○ 40年間の更新費用総額は310億円、年平均額は7.7億円と推定されます。

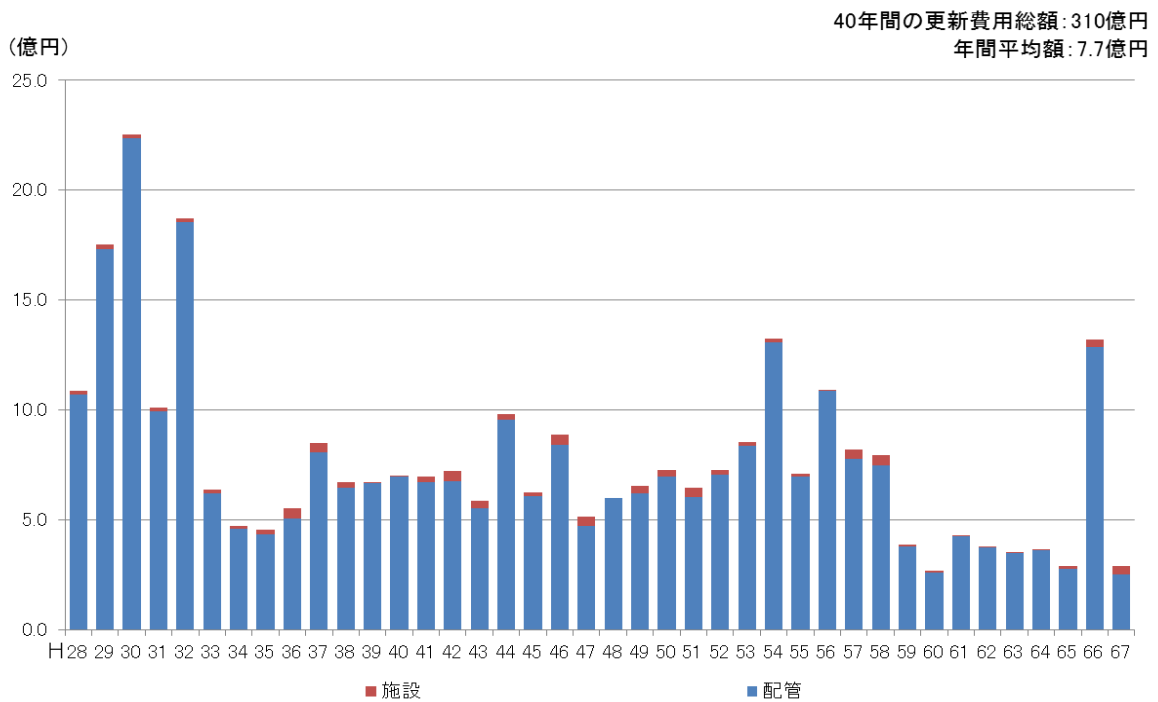


図 30 上水道の将来更新費用

エ.下水道

○ 40年間の更新費用総額は47.3億円、年平均額は1.2億円と推定されます。

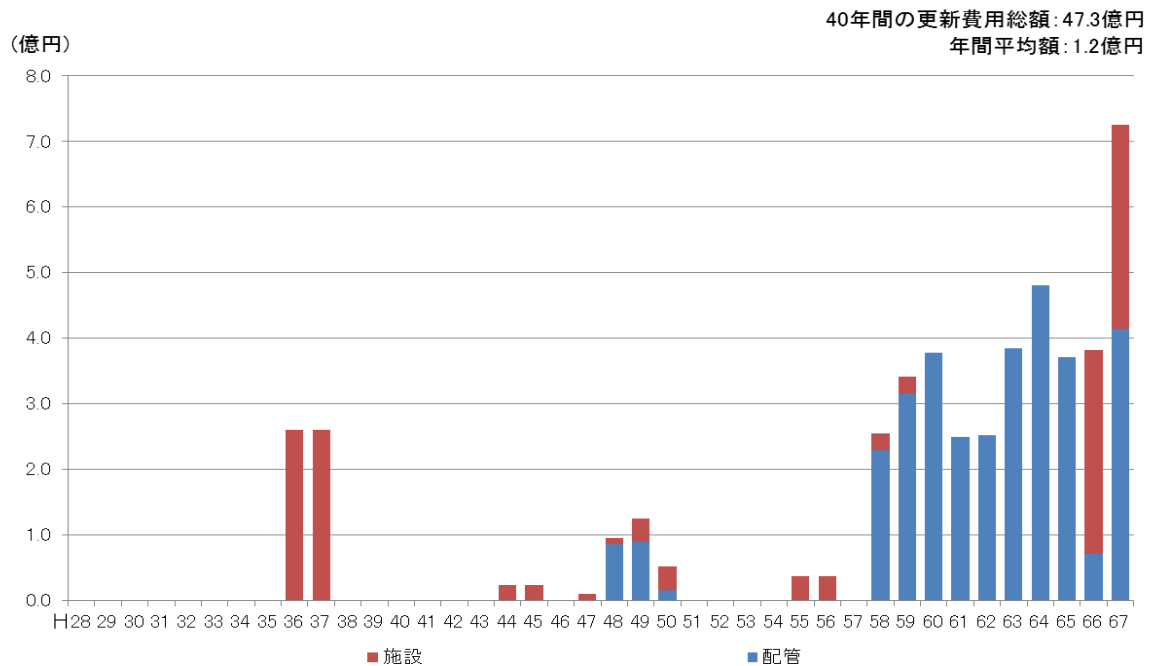


図 31 下水道の将来更新費用

(3) 公共施設マネジメントの効果（将来負担コストの見通し）

- 公共施設の再配置を実施していった場合における、公共施設に係る令和 38 年度までの将来負担コストの長期的見通しがどの程度になるか試算します。
- ここで算出する将来負担コストは、個別施設計画の数値と、一般社団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」等を用いて試算します。
- なお、将来負担コストはあくまで現時点での推計であるため、今後の市における公共施設の再配置に係る事業費と必ずしも一致するものではありません。

①公共施設計画における将来負担コスト（当初の試算）

令和 38 年度まで新たな施設の整備は行わず、既存の公共施設（公共建築物、道路、橋りょう）を全て更新するとした場合の更新費用と施設面積

【更新費用】 約 1,100 億円
【施設面積】 274,041 m²（※防災観光交流センター完成後の保有量）

平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間の市民文化会館整備に関する事業費を除く普通建設事業費

【投資可能見込額】 約 20.9 億円（1 年当たりの平均）

令和 38 年度まで、毎年投資可能見込額を支出していくと仮定すると、
 $20.9 \text{ 億円} \times 40 \text{ 年} = 836 \text{ 億円}$
更新費用は約 1,100 億円であることから、
 $1,100 \text{ 億円} - 836 \text{ 億円} = \Delta 264 \text{ 億円}$

令和 38 年度までで約 264 億円、1 年当たりになると、約 6.6 億円が不足

②個別施設計画を反映した場合の将来負担コスト

個別施設計画により公共施設マネジメントに取り組んだ場合の、令和38年度までにおける更新費用と施設面積を試算すると、次のとおり、**約173億円**のコスト削減が可能となります。

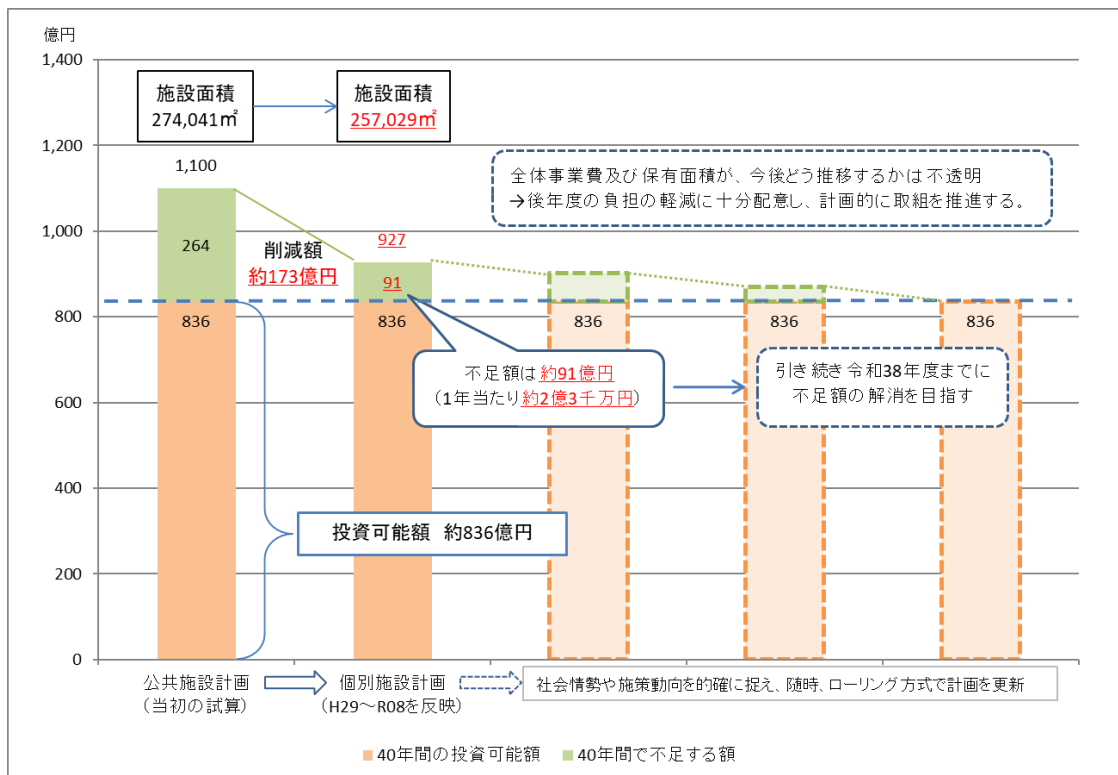
(令和2年3月個別施設計画策定)			
【更新費用】	936億円	(約164億円	(約14.9%)削減)
【施設面積】	257,932㎡	(約16,109㎡	(約5.9%)削減)

(令和 年 月個別施設計画改訂)			
<計画期間前半5年間の実績>			
【更新費用】	927億円	(約173億円	(約15.7%)削減)
【施設面積】	257,029㎡	(約17,012㎡	(約6.2%)削減)

しかしながら、現段階で見込めていない事業費や、検討中又は今後検討予定の施設など、今回試算した施設以外の保有量の適正化の実施等に必要な経費が生じてきます。

国・県の補助金や地方債、必要に応じて基金等の活用により財源を確保するなど、計画的な財政運営を図りながら公共施設マネジメントを実施していきます。

〔図 25-2 令和38年度までの更新費用の削減イメージ〕



③過去に行った対策の実績(主なもの)(令和 年 月改訂)

本計画及び個別施設計画に基づき実施した主な対策の内容は次のとおりです。

対 策	主な内容
解体	<p>(平成 29 年度)</p> <p>・市営住宅前田団地(1~15 号)、教員住宅越喜来 7, 9, 10 号 老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 406 m²を削減。</p> <p>(平成 30 年度)</p> <p>・旧越喜来幼稚園 既に越喜来こども園に機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 486 m²を削減。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>・吉浜小学校(屋内運動場) 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 443 m²を削減。</p> <p>(令和 2 年度)</p> <p>・旧大船渡消防署庁舎外 既に防災センターに機能を移転しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積 2, 036 m²を削減。</p> <p>・旧崎浜小学校、旧崎浜保育所 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 2, 853 m²を削減。</p> <p>・勤労青少年ホーム 既に用途を廃止しており、耐震基準を満たしていないことから解体、延床面積 609 m²を削減。</p> <p>(令和 3 年度)</p> <p>・母子生活支援施設(つばき荘)、母子生活支援施設(つばき荘)物置 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体、延床面積併せて 555 m²を削減。</p>
建て替え	<p>(平成 29 年度)</p> <p>・石橋前公園(トイレ)、諏訪前公園(トイレ) 老朽化が進んでいたため建て替え、それぞれ延床面積 12 m²。</p> <p>(平成 30 年度)</p> <p>・第 5 分団第 1 部屯所(長崎)、第 8 分団第 1 部屯所(萱中) 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 86 m²、84 m²。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>・猪川公園(トイレ)、中井沢公園(トイレ) 老朽化が進んでいたため建て替え、それぞれ延床面積 11 m²。</p> <p>(令和 2 年度)</p> <p>・第 8 分団第 3 部屯所(下欠) 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 76 m²。</p> <p>(令和 3 年度)</p> <p>・第 11 分団第 5 部屯所(前田) 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 78 m²。</p>

1.4 現状や課題に関する基本認識

公共施設の現況及び将来の見通しの分析結果を踏まえた、今後の本市の公共施設の維持・更新等における考慮すべき課題は以下のとおりです。

①公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加

- 大規模改修が必要といわれる築30年以上の施設が39.6%を占めており、特に公営住宅や学校教育系施設が大きな割合を占めています。老朽化が深刻な施設や安全面から課題がある施設については、利用状況や必要性を検証したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

②震災復興等で増加した公共施設等の維持管理

- 本市では、災害公営住宅の建設によって公営住宅の保有面積が震災前の約2.5倍に増加するなど、公共施設の保有面積が増加しました。また、防災集団移転事業に伴う用地買収によって、公園や公有地が増加する見込みです。今後はその有効活用や維持管理が課題となります。
- 本市では、合併や震災復興を機に多くの公共施設が建てられたことから、築20年未満の比較的新しい施設の割合が多く、全体の延べ床面積の45.2%を占めています。将来的に維持管理費を削減するには、これらの施設においても長寿命化や予防保全に取り組み、長期的な活用を図ることが求められます。

③人口減少に対応した公共施設の量と質の見直し

- 本市の人口は平成17年国勢調査で43,331人、平成27年国勢調査では38,058人まで減少し、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでいる状況です。
- 今後は利用者の減少や人口構造の変化により利用者ニーズと施設サービスのミスマッチが懸念されます。(例えば、公共施設の約4割を占める学校教育系施設の需要減、人口の約4割を占める高齢者が対象となる福祉施設の不足などが想定されます。)
- 社会構造や市民のライフスタイルの変化に対応するには、公共施設において提供すべきサービスの内容や質を見直しすることで、ニーズに柔軟に対応していくことが求められます。

④合併建設計画による施設整備の終了

- 本市では、合併建設計画の推進により、多くの公共施設等を整備してきましたが、今後は有利な財源である合併特例債は使えなくなることから、地域バランスを踏まえつつ、施設規模の見直しや既存施設の有効活用を行い、施設を適正に配置する必要があります。

⑤維持管理の効率化

- 本市の公共施設の維持管理は施設ごとに行われており、情報の共有化を図る必要があります。
- 今後は老朽化の進行により、修繕が必要になり、維持管理にかかる業務量やコストが増加することが予想されるため、維持管理業務の効率化やコスト削減の検討が求められます。

⑥将来更新費用の圧縮と平準化

- 本市の震災以前の3年間（平成19年度～21年度）の普通建設事業費（市民文化会館整備に関する事業費を除く）は1年あたり20.9億円でした。現在、本市が保有する公共建築物や道路、橋りょうを同じ規模（延べ床面積）で更新すると仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は約1,101億円となります。試算期間における1年あたりの更新費用27.5億円となり、これまでの投資実績の1.3倍程度に増加します。
- 本市では復興事業により新しく整備された公共施設が多いことから、当面の更新費用は抑えられる試算です。しかし、これらの施設において概ね30年後には大規模改修、60年後には建て替えが一斉に必要となり、特定の時期に更新費用が大きく増加することが予想され、平準化が必要となります。

【現状や課題に関する基本認識】

- 人口減少社会の到来は、市民の暮らしや公共サービスに対する考え方を大きく変化させるもので、公共施設等のあり方自体が一つの分岐点に差し掛かろうとしています。
- 人口減少の勢いを少しでも抑制するため、今後は「まち・ひと・しごと」の観点からの地方創生に取り組んでいきますが、急速な高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、当面は続くことが予想されます。
- こうした状況においては、国、地方ともに財政状況は厳しさを増し、増加する投資的経費を支える余裕がますます失われていくこととなります。したがって、公共施設等の数や規模を現状のまま維持することは大変に難しいばかりでなく、これからの世代にかかる負担を今のうちから減らしていくためにも、可能な限り手だてを講じる必要があります。
- このため、まずは公共施設等の総合管理にかかる小さな事例やモデルケースを積み重ねて、広く問題意識を共有することからスタートし、市総合計画などの上位計画から各分野別の計画に至るまで、全市を挙げて、総合的な推進を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2.1 基本的な方向性

本市の人口や財政等の現状、さらに将来の見通しを踏まえると、公共施設等の規模をそのまま維持し、これまでと同じ方法で更新や維持管理、運営していくことは困難な状況となっています。

○ 公共建築物の総量の削減と機能の最適化

平成 28 年 3 月に行った市民意識調査の結果でも、施設の建て替えに合わせて、「市民ニーズに合わせて公共施設の規模や数を減らしていくべき」、「市の財政状況にあわせてサービスや施設の見直しを行うべき」、「公共施設の複合化等を進めるべき」とする意見が多く、サービスを維持しながら施設を総合的かつ計画的に管理していくことが必要となっています。

今後は、公共施設の設置目的を再定義し、その必要性やあり方を議論したうえで、市民のニーズに適切に対応するとともに、次世代に残すべき施設を見極め、更新費用の縮減や機能の最適化に取り組みます。

○ インフラ資産は長寿命化へ

インフラについては、集約化・複合化等による対応が難しい場合が多いと考えられることから、予防保全的な維持管理や計画的な更新により、長寿命化を図ることを基本とします。

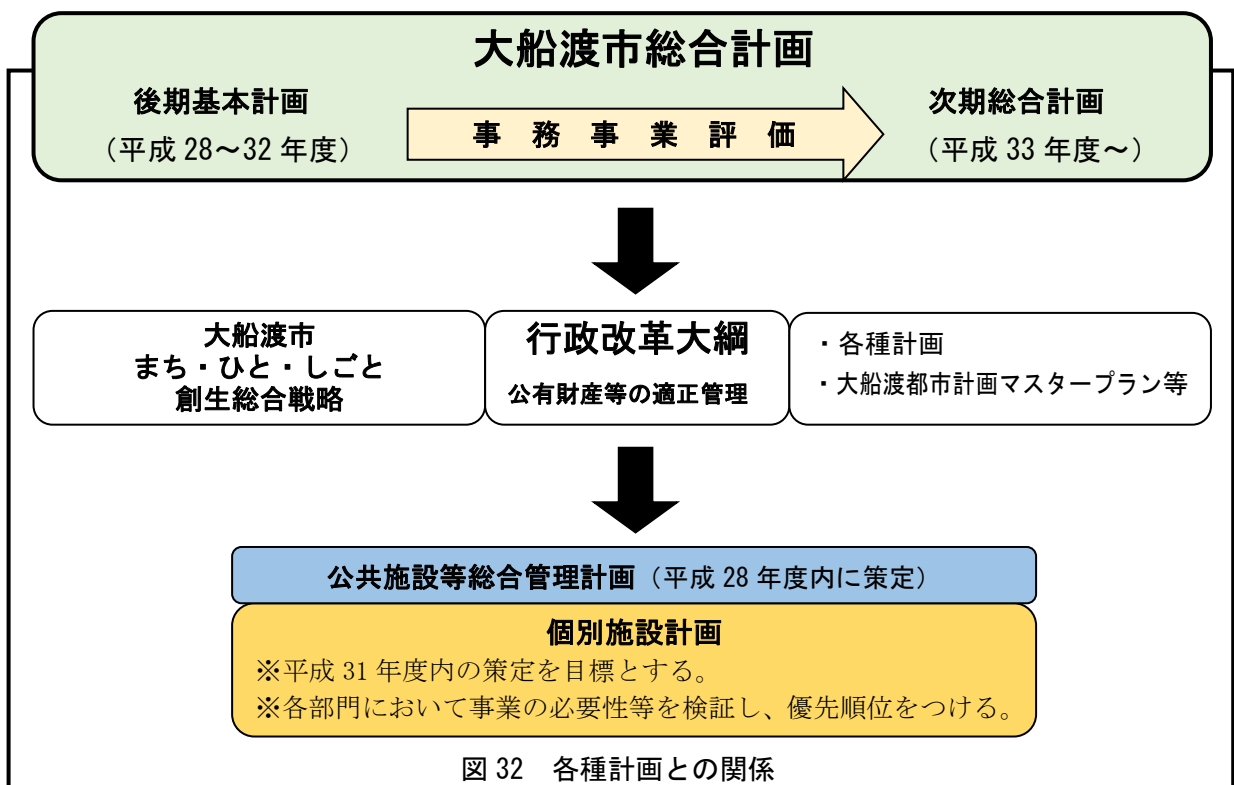
2.2 計画期間と計画の位置づけ

(1) 計画の対象期間

- 本計画は、平成 29 年度から平成 38 年度（10 年間）を計画期間とします。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理のためには、将来の人口や財政の見通しをもとに中長期的な視点に基づいた検討を行う必要があります。そのため、今後策定する個別施設計画や関連計画との整合性の確保や大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策等により人口減少が抑制されるなど、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(2) 計画の位置づけと各種計画との関係

- 総務省から策定を要請されている公共施設等総合管理計画は、各施設の最適管理に向けた基本的な考え方を示すものです。本計画は、市の最上位計画である総合計画を公共施設等の適正管理の観点から下支えするとともに、行政改革の一端を担うものと位置づけます。
- 市全体の公共施設等における今後の取組と基本的な方向性を示すものとして平成 28 年度内に「公共施設等総合管理計画」を策定します。今後、本計画を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」に着手し、平成 31 年度内に策定を完了するとともに、次期総合計画への反映を目指します。



2.3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進

- 本市では、これまで公共施設等の管理を所管部署において、個々に行ってききましたが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理には、部署間の連携が不可欠です。
- 今後は、情報共有や調整、進捗管理や意思決定等を円滑に行うため、次のような全庁的な取組を推進します。

①計画推進会議（仮称）の設置

- 本計画の推進を図る全庁的な合議組織を設置します。
- 計画推進会議の審議事項等は庁内の定例会議で報告を行うなど、計画に基づく取組を全庁的な合意のもとで推進します。

②専門部署の設置

- 計画推進会議の事務局として専門部署の設置を検討します。
- 本計画の実行や進捗管理を行うとともに、全ての公共施設等の基礎情報や維持管理費用に関する情報等を一元的に管理します。

③情報管理・共有の推進

- 公共施設の最適管理に向け、施設の基礎情報や維持管理費用に関する情報等を収集・蓄積し、情報の一元化を推進します。
- 今後の本計画に関する取組について、「市民の生活にどのような影響を及ぼすのか」ということを念頭に、公共施設等の情報をホームページ等で提供し、課題の共有を図ります。

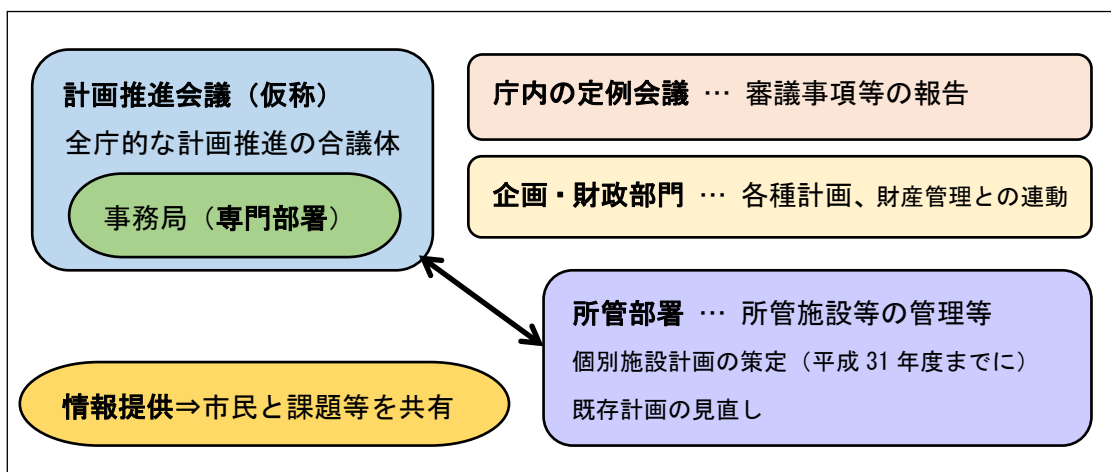


図 33 組織体制

2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 社会構造や市民ニーズの変化等に適切に対応していくためには、公共施設の保有量や適正配置等に関する方針を事前に定めておくことが必要です。
- 本計画では、今後の公共施設等の改修・更新にあたり、中長期的な見通しや市の目指すべき方向を見据えた基本的な考え方について、次のとおり掲げるものです。

(1) 共通方針

- 公共施設の保有量等の最適化や再配置は、短期間で一気に進むものではないことから、中長期的な視点により、着実に「実績」を積み重ねていく必要があります。
- 本市では、急速な高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、当面は続くことが予想され、財政状況も一層厳しさが増す見込みです。将来にわたって施設を有効に活用していくためには、施設の維持管理を適切に行い、計画的に予算を確保することが重要です。
- 公共施設等の新設から保全、解体撤去までの生涯の費用（ライフサイクルコスト）の縮減を図るため、これまでの「事後保全」から「予防保全」に向けた維持管理を進めるとともに、民間活力の活用についても検討していくことが必要です。
- 具体的な進め方は、次のとおりです。
 - 全ての公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み（公共施設マネジメント）の構築を検討します。
 - 施設の長寿命化による更新費用の平準化や予防保全的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減、施設の建て替えに伴う統廃合、規模の縮小など、計画的なマネジメントを行います。
 - 公共施設等の整備、更新、維持管理、運営においては、民間委託、指定管理者制度、PFIなどのPPP手法や民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等の活用を選択肢に含め、最も効果的・効率的な手法を検討します。

(2) 公共建築物に関する方針

①人口減少や財政状況に対応した公共施設の保有量の適正化

- 今後は、将来への負担を少しでも軽減するため、施設の更新時期等を見据えながら、真に必要なサービス・施設を見極め、現在建設が進められている「津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設」完成後の保有量を基準とし、段階的に縮減していく方向性を基本とします。
- 市民ニーズの変化等により、新たに施設を整備する必要が生じた場合は、整備効果や将来発生する維持管理コストを考慮し、様々な機能を集約した複合施設や民間活力の活用などを含めて総合的に検討するものとします。

【公共建築物の保有量について】

- ・ 24 ページの試算結果から、現在の施設保有量 (265,829 m²) をそのままの規模で全て更新すると、必要となる費用は「1,100 億円」となり、投資可能見込額 (836 億円) に対して、今後 40 年間で「264 億円」が不足します。
- ・ 更新費用の不足額 (264 億円) を 1 m²あたりの更新費用 (414,176 円) から面積換算した結果、床面積にして今後 40 年間に「63,741.0 m²」分の更新費用が不足することとなります。10 年間に均すと床面積にして「15,935.3 m²」分の縮減が必要となります。
- ・ **公共建築物の縮減目標**
上記を基準として、平成 38 年度までの「縮減目標を現保有量の 6%」(床面積 15,950 m²) に設定します。

- 具体的な進め方は、次のとおりです。
 - 市民ニーズの変化を踏まえながら、保持可能な公共施設の保有量や水準を見極め、施設の集約化や複合化、用途変更、廃止等（以下、「集約化・複合化等」といいます。）について総合的に検討します。
 - 集約化・・・機能が同じ施設を 1 つにすること
 - 複合化・・・機能が異なる施設を 1 つにすること
 - 用途変更・・・施設の用途を変更すること
 - 廃止・・・施設を無くすこと
 - 施設の新設にあたっては、複合化や用途変更が可能な設計を行うなど、将来の活用に向けた検討を行います。
 - 用途廃止後の取り扱いについて、市有財産の有効活用や地域の活性化及び財源確保の観点から、民間事業者等への譲渡や売却などを検討します。

- 民間事業者等との連携により、指定管理者制度の活用を推進するとともに、公共サービスにおける官民の適切な役割分担を図りながら、サービスの担い手の最適化や充実に努めます。
- 施設の整備や運営等について、PPPやPFIなど、民間活力の導入についての可能性を検討します。また、市が施設を保有することに捉われず、リースによる施設整備についても検討します。

※PPP…「Public Private Partnership」の略。行政と民間事業者とがパートナーとして事業に取り組むこと。

※PFI…「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

②新たな考え方による公共施設配置の推進

- 「建物（施設）」ありきではなく、施設等において提供されているサービスに着目し、利用状況や機能の重複状況等を検証しながら、サービスの維持を前提とした規模の縮小や集約化・複合化等を検討します。
- 震災による高台移転などにより住民の生活環境が変化したことを考慮し、サービスの利用圏域や交通アクセス、関連施設との位置関係等を検証し、市民の利便性やまちづくりとして最適な配置を検討します。
- 具体的な進め方は、次のとおりです。
 - 地域性や人口構成の変化などを踏まえつつ、施設が持つ機能やサービス内容に着目し、市全体のまちづくりの視点から施設の最適配置を目指す考え方に移行します。
 - 市民ニーズの変化に合わせて、利用率の低い施設の用途変更や余剰スペースへの機能移転等を進め、既存施設の有効活用を図ります。
 - ニーズの変化、減少などにより必要性が認められなくなった施設については、議会や住民と情報を共有しながら、統合や廃止を検討します。
 - 公共施設を個別に捉えず、施設間や組織間の連携（ネットワーク）強化を図ります。
 - 広域的な視点から、市域を超えた施設の相互活用の可能性についても検討します。国や県の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効利用を検討します。

(3) インフラに関する方針

- 道路や上下水道などのインフラは、市民生活や社会経済活動を支える基盤であることから、予防保全的な維持管理や計画的な更新により、長寿命化を図ることを基本とします。
- 具体的な進め方は、次のとおりです。
 - 適切な点検や診断を行うことにより、劣化や損傷状況等についてデータを集積し、予防保全的な維持管理につなげます。
 - 個別施設計画を策定し、予防保全的な維持管理や長寿命化に取り組みます。

(4) 総務省から示された項目別の方針

項目は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省：令和4年4月1日改訂）」に基づくものです。

① 点検・診断等の方針

- 点検・診断等については所管部署が日常的かつ計画的に実施するものとし、そのための人材育成や管理体制の明確化、マニュアル作成等を行います。
- 点検・診断により得られた情報をデータ化し、修繕履歴や公共施設等に関する情報と組み合わせ、横断的かつ一元的に管理する仕組みを構築します。また、各施設のデータベース（台帳）を段階的に統合し、様式を統一化するなど情報を活用しやすいように検討します。

② 維持管理・修繕・更新等の方針

- 不具合が生じてから修繕等を行う従来の「事後保全的な維持管理」から、長寿命化や将来の更新費用等の抑制を図りながら計画的な修繕・更新等を行う「予防保全的な維持管理」に移行します。
- 点検・診断により得られた劣化状況や修繕履歴等を反映し、適切な維持管理・修繕・更新等を繰り返すマネジメントサイクルの確立を目指します。
- 市民ニーズや施設の重要性、劣化状況等を踏まえて、維持管理・修繕・更新等の優先度を評価し、長期的な視点で計画的に取り組みます。
- 光熱水費等エネルギー消費量の多い施設については、原因を分析し、ランニングコストの削減を図るため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を計画的に推進します。また、電力自由化に対応した電力調達や維持管理業務の入札方式についても検討します。

③ 安全確保

- 危険性が認められた施設については、使用制限や通行制限を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去等の適切な措置を速やかに実施します。
- 老朽化等により用途廃止した施設で、利活用が見込めない場合は、安全性や周辺的环境に配慮し、除却（解体撤去等）を検討します。

④ 耐震化

- 新耐震基準施行以前に建設した公共建築物のうち長寿命化すべき施設については、確実な耐震診断及び耐震化を実施します。
- 災害応急活動に使用する施設かどうか、多数の市民が利用するかどうかなどの視点から、優先的に耐震化を行う施設を検討します。また、既存の計画がある場合には、それに基づいた施設の耐震化を進めます。

⑤ 長寿命化

- これまでの対症療法的な「事後保全」では、適切な維持管理の時期が先延ばしされて劣化が進行し、施設本来の寿命を短縮させる可能性があります。そのため、点検・診断等の結果を適切に管理・活用し、個別施設計画に基づく修繕・大規模改修等を行うことにより、長寿命化を図ります。
- 予防保全は、計画的に実施しなければ、事後保全よりもコストがかかる場合があるため、最適な手法を選択しながら、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。
- 今後は各施設の統廃合・再編等の方針との整合を図りながら、長寿命化すべき施設については長寿命化計画を策定し、総合計画との連動を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 施設の長寿命化や更新等に当たっては、多様な人々が安全で快適に利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。
- 施設の利用者構成（高齢者、障がい者、子育て世代や観光客など）やニーズ等を踏まえ、必要に応じた部分的な改修にも計画的に取り組みます。

⑦ 脱炭素化(令和 年 月改訂)

- 国の地球温暖化対策計画に則して策定した「大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用など、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化を推進します。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき策定した「第 3 次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」により、公共施設等のエネルギー使用量を把握するとともに、省エネルギー及び省資源の推進、公共施設等の修繕・解体における廃棄物の抑制等の取組を行うことで、温室効果ガス排出量を削減します。

⑧ 集約化・複合化の方針

- 施設の集約化・複合化等に向けては、費用対効果だけではなく、施設の利用状況や維持管理費用などに加え、地域における必要性や施設価値の向上などについても総合的に検討します。
- 検討にあたっては、市民と情報を共有しながら、各施設の集約化・複合化等に関する優先順位を決定します。
- 集約化・複合化によって施設総量の縮減を図りながらも、市民へのサービスを維持することを基本とします。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための方針

- 本計画は「大船渡市総合計画」、「行政改革大綱」、「大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動させることにより、実効性を確保します。
- 公共施設マネジメント等に関する情報の管理・集約を行う専門部署の設置について検討するとともに、計画を推進するための組織を設置し、全庁的に本計画に基づく取組を推進します。また、公共施設等の設計・建設を担う部署と管理・運営を担う部署が相互に協力し、機動的に連携できる組織体制を構築します。
- 公共施設等の所管部署において、各施設の管理等に関する方針を具体化した「個別施設計画」の策定を進め、平成 33 年度策定予定の次期大船渡市総合計画へ反映させることを目指します。
- 現在、新地方公会計制度の導入のため、固定資産台帳の整備に着手しているところであり、将来的には、固定資産台帳のデータを公共施設等のマネジメントに活用していくことを検討します。
- 職員一人ひとりが、常に経営的な視点を持って、全体的な公共施設マネジメントの最適化に取り組むことを目指します。そのため、職員研修等を行いながら、問題意識を共有するとともに、職員が有する知見や技術の蓄積、継承を図ります。
- 市民との情報共有を進め、公共施設マネジメントへの理解を求めます。

(5) フォローアップの方針

- 本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAサイクルにより、進捗状況等を評価・検証し改善・改革を行います。
- 計画の実践段階においては、所管部署が個別に進めていくことが多くなるため、既存の定例会議等において情報の共有化を図るとともに、全庁的な視点から実施状況の把握や評価を行います。評価の結果、老朽化の状況や利用者のニーズに変化が認められた場合などは、必要に応じた改善を行っていくとともに、計画の見直しも検討します。

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3.1 施設類型

○ 施設類型ごとの施設の概要及び管理の方針を示します。

表 16 施設類型

	大分類	中分類	施設名称例
公共建築物	(1) 市民文化系施設	集会施設	市民交流館カリアホール 公民館、集会所
		文化施設	市民文化会館
	(2) 社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	博物館
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館
			野球場、グラウンド
			テニスコート、弓道場
		三陸B&G海洋センター	
	レクリエーション施設・観光施設	観光センター	
	(4) 産業系施設	産業系施設	さんりく陶芸工房
			鹿の森公園、ふれあいランド尾崎岬
			卸売市場、畜産施設、加工施設
			三陸ふるさと物産センター
			職業訓練センター
シーパル大船渡			
(5) 学校教育系施設	学校	小学校	
		中学校	
(6) 子育て支援施設	その他教育施設	給食センター	
		幼保・こども園	
(7) 保健・福祉施設	幼児・児童施設	こども園	
		児童館	
		放課後児童クラブ	
(8) 医療施設	保健・福祉施設	Y・Sセンター、保健介護センター	
		高齢福祉施設	
		デイサービスセンター	
行政系施設	(9) 庁舎等	母子生活支援施設(つばき荘)	
		診療所	
(11) 公営住宅	(10) 消防・防災施設	市庁舎	
		支所、地域振興出張所	
		倉庫	
		防災センター	
(12) その他施設	公営住宅	消防屯所	
		市営住宅	
		鉄道施設	
(13) 上下水道施設	その他施設	斎場、墓園	
		公衆トイレ	
(14) 公園施設	上水道施設	職員住宅、医師住宅	
		水源、浄水場、ポンプ場、配水池	
インフラ	道路	下水道施設	
		下水処理場	
	上水道	公園施設	休憩舎、トイレ
			(15) 道路
	下水道	(16) 橋りょう	市道
		(17) 上水道	橋りょう
	漁港	(18) 下水道	上水道
簡易水道			
公園	(19) 漁港	公共下水道	
		漁業集落排水	
		漁港関連施設	
(20) 公園	街区公園	近隣公園	
		都市緑地	
		街区公園	

3.2 施設類型別の方針

(1) 市民文化系施設

表 17 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
集会施設	中央公民館	市民交流館カメラホール	公民館	1,222	H11	盛町字内ノ目4-2 外5筆
		大船渡地区公民館	地区公民館	1,011	H5	大船渡町字明神前10-14 外1筆
		三陸公民館	公民館	2,972	S60	越喜来字前田36-1 外1筆
		猪川地区公民館	地区公民館	443	S55	猪川町字下権現堂8-11 外1筆
		〃	地区公民館ホール	467	S55	猪川町字下権現堂8-11 外1筆
		日頃市地区公民館	地区公民館	341	S62	日頃市町字関谷21-5
	防災管理室	田浜地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	105	H28	綾里字田浜上69-9
		清水地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	124	H29	赤崎字清水53-15
		甫嶺地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	262	H28	越喜来字甫嶺74-1
	水産課	野形郷土文化保存伝習施設	むらづくり研修施設	260	H9	綾里字坂本41-1
		野々前しおさい会館	むらづくり研修施設	237	H7	綾里字大明神95-1
		扇洞会館	むらづくり研修施設	210	H10	吉浜字扇洞7
		漁村センター	むらづくり研修施設	584	S57	赤崎町字山口80-38
		蛸ノ浦漁村厚生施設	むらづくり研修施設	435	H15	赤崎町字鳥沢219-5 外
	農林課	上甫嶺研修集會施設	むらづくり研修施設	146	S58	越喜来字西上甫嶺41-2
		砂子浜生活改善センター	むらづくり研修施設	136	S55	綾里字砂子浜43
		宮野地区活動センター	むらづくり研修施設	361	S59	綾里字中曾根107-2
		宮野地区多目的集會施設	むらづくり研修施設	299	S58	綾里字中曾根110
		担い手センター	むらづくり研修施設	449	S54	赤崎町字外口86-2 外2筆
		しんしん館	むらづくり研修施設	271	H10	猪川町字長谷堂127-4
		小通活性化施設	むらづくり研修施設	198	H20	日頃市町字下小通63-2
		鷹生地域多目的集會センター	むらづくり研修施設	231	H6	日頃市町字下鷹生85-4
		坂本沢林構改善センター	むらづくり研修施設	127	S58	日頃市町字坂本沢104-3
		鷹生川流域生活改善センター	むらづくり研修施設	198	S54	日頃市町字上宿32-2
		石橋鐘剣舞伝承館	むらづくり研修施設	75	H8	日頃市町字石橋86-5
		板用多目的集會施設	むらづくり研修施設	152	S64	日頃市町字中板用46-6
		平山ふれあいセンター	むらづくり研修施設	120	S60	日頃市町字平山37 外3筆
		碁石地区コミュニティセンター	むらづくり研修施設	326	H13	末崎町字中森24-3 外1筆
		ふるさとセンター	むらづくり研修施設	799	S55	末崎町字平林81
	立根生活改善センター	むらづくり研修施設	339	S49	立根町字関谷69-8	
	平地地域多目的集會センター	むらづくり研修施設	163	H6	立根町字平田2-5	
	企業立地港湾課	大洞ふれあい交流館	集會所	139	H27	赤崎町字大洞111-2
	綾里地域振興出張所	綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール	集會所(出張所との複合施設)	933	H22	綾里字平館75-2
吉浜地域振興出張所	吉浜地区拠点センター	集會所(出張所との複合施設)	977	H6	吉浜字上野93-1 外11筆	
文化施設	市民文化会館	市民文化会館	9,290	H20	盛町字下館下18-1	

【管理に関する基本的な考え方】

①集會施設

- 市民交流館カメラホールについては、施設の老朽化に伴い、施設設備の修繕が増加傾向にあることから、計画的な修繕や設備更新に取り組みます。
- 公民館については、建設から30年以上経過している建物もあり、維持管理費用の増加が見込まれることから、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組みます。また、指定管理者による運営の拡大や行政サービス機能の維持に配慮しながら、複合化や多機能化の可能性について検討します。

- むらづくり研修施設については、補助事業の廃止等により施設の更新にかかる財源の確保が難しくなっています。今後は、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組むとともに、施設の大規模改修や更新時には、設置にかかる経緯や意義を踏まえたうえで、利用状況や行政サービス機能の維持に配慮しながら、総合的に施設のあり方について検討します。震災以降に建設された防災コミュニティセンター等の施設については、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組みます。

②文化施設

- 市民文化会館については、複合施設である市立図書館と合わせて維持管理計画等を策定し、計画的な修繕や設備更新等に取り組むとともに、市の文化振興の方向性を見据え、長期的、総合的に施設の維持管理を図ります。
- 経費を削減する目的だけでの指定管理者の導入は、施設の性質上馴染まないことから、市立図書館との整合性を確保したうえで、効率的な運営に努めつつ、慎重に判断する必要があります。

(2) 社会教育系施設

表 18 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
図書館	市民文化会館	図書館	図書館(市民文化会館との複合施設)	1,415	H20	盛町字下館下18-1
博物館等	博物館	博物館	博物館	2,058	S57	末崎町字大浜221-86
		文化財収蔵庫	収蔵庫	132	S40	大船渡町字赤沢22
		民俗資料保管庫	資料保管庫	93	H10	綾里字平館21-1

【管理に関する基本的な考え方】

①図書館

- 市立図書館については、複合施設である市民文化会館と合わせて維持管理計画等を策定し、計画的な修繕や設備更新等に取り組むとともに、市の文化振興の方向性を見据え、長期的、総合的に施設の維持管理を図ります。
- 経費を削減する目的だけでの指定管理者の導入は、施設の性質上馴染まないことから、市民文化会館との整合性を確保したうえで、効率的な運営に努めつつ、慎重に判断する必要があります。

②博物館等

- 市立博物館は建設から30年以上経過している施設であることから、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組むとともに、予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

表 19 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
スポーツ 施設	生涯学習課	市民体育館	体育館	3,877	S53	盛町字中道下1-1 外3筆
		体育センター	施設管理事務所	325	S51	盛町字中道下1-1 外3筆
		〃	物置	69	S55	盛町字中道下1-1 外3筆
		テニスコート	更衣室	64	S60	盛町字田中島13-6 外1筆
		弓道場	射場	261	S57	盛町字田中島13-6 外1筆
		〃	的場	-	S57	盛町字田中島13-6 外1筆
		田中島グラウンド	倉庫	15	S62	盛町字田中島25-2 外3筆
		〃	トイレ	22	S62	盛町字田中島25-2 外3筆
		三陸B&G海洋センター	体育館	2,703	H2	綾里字黒土田56 外5筆
		三陸体育館	体育館	992	S50	吉浜字扇洞162-2
		赤崎グラウンド	トイレ	24	H25	赤崎町字生形58-3 外1筆
		市営球場	スタンド	-	S39	末崎町字大田142-10
		農林課	山村広場	揚水場	7	S60
		〃	倉庫	93	S60	越喜来字杉下56-4
レクリ エーシ ョン 施設・観 光施設	観光推進室	三陸観光センター	事務所	90	H6	越喜来字肥の田24-6
		千歳園地トイレ	トイレ	8	不明	吉浜字千歳233-5
		〃	トイレ	8	不明	吉浜字千歳233-6
		今出山観光用地	休憩舎	46	S58	猪川町字今出32-1 外6筆
		〃	トイレ	11	不明	猪川町字今出32-1 外6筆
		五葉山避難小屋	避難小屋	53	S63	日頃市町 五葉山
		〃	トイレ	8	不明	日頃市町 五葉山
		五葉山大沢小屋	休憩舎	19	不明	日頃市町字上甲子
		赤坂峠トイレ	簡易トイレ	26	H6	日頃市町字上甲子22-2
		赤坂峠水飲場	機械室	5	H5	日頃市町字上甲子22-2
		碁石岬東屋	東屋	7	H16	末崎町
		碁石浜トイレ	トイレ	6	不明	末崎町
		穴通磯休憩舎	東屋	16	S63	末崎町字赤土倉152-1
		通岡展望地さわやかトイレ	トイレ	30	H7	末崎町字船河原148-1
		通岡展望地	休憩舎	33	不明	末崎町字船河原148-1 外1筆
		碁石海岸レストハウス	店舗	1,001	H6	末崎町字大浜221-142
	中央公民館	さんりく陶芸工房	陶芸工房	73	H14	越喜来字甫嶺134-2
		鹿の森公園(森林体験交流センター)	本館(夏虫のお湯っこ)	749	H12	越喜来字小出59-1 外
		〃	管理事務所	39	S64	越喜来字小出59-2 外
		〃	簡易作業施設	30	H14	越喜来字小出59-3 外
		〃	小規模作業施設	40	H14	越喜来字小出59-4 外
		〃	総合案内休養施設(遊You亭)	698	H4	越喜来字小出59-5 外
		〃	コテージA	199	H6	越喜来字小出59-6 外
		〃	バンガローA棟	132	H3	越喜来字小出59-7 外
		〃	トイレ	18	S64	越喜来字小出59-8 外
		森林総合利用施設(ふれあいランド尾崎岬)	総合案内施設	365	H3	赤崎町字鳥沢188-7 外
		〃	休憩施設	7	H3	赤崎町字鳥沢188-7 外
	〃	倉庫	19	H9	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	コテージ	270	H9	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	バンガロー(磯小)	29	H7	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	バンガロー(羽衣)	29	H7	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	バンガロー	174	H2	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	パーベキューハウス	31	H2	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	パーベキューハウス	42	H3	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	洗い場	9	H2	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	炊事施設	33	H2	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	トイレ	21	H7	赤崎町字鳥沢188-7 外	
	〃	トイレ	52	H2	赤崎町字鳥沢188-7 外	

【管理に関する基本的な考え方】

①スポーツ施設（市民体育館、三陸B&G海洋センター等）

- ・ 今後は、点検・診断結果を踏まえ、維持管理計画等を作成し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

②レクリエーション施設等（鹿の森公園関連施設、ふれあいランド関連施設、レストハウス）

- ・ 経営改善に資するため、観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行業者等への営業活動を推進するとともに、収入の増加に向けて近隣施設等との連携強化に努めます。
- ・ 施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が多く発生すると考えられ、維持管理にかかる財源の確保が課題となっています。今後は、点検・診断結果を踏まえ、維持管理計画を策定するなど計画的な修繕・更新等の実施に努めます。

(4) 産業系施設

表 20 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
産業系 施設	農林課	畜産施設(小出)	機械室	2	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	堆肥舎	41	S54	越喜来字小出59-1 外
		"	監視舎	42	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	乾燥舎	124	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	畜舎	66	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	畜舎	165	S54	越喜来字小出59-1 外
		"	倉庫	182	S60	越喜来字小出59-1 外
		畜産施設(平根)	機械室	6	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	乾燥舎	9	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	監視舎	42	S60	越喜来字小出59-1 外
		"	畜舎	76	S60	越喜来字小出59-1 外
		農産物加工処理施設	食肉処理場	38	H3	越喜来字小出59-1 外
		鹿の森公園(地域特産品加工施設)	特産品加工施設(ハム工房)	108	H3	越喜来字小出59-1 外
		"	特産品生産施設	246	S63	越喜来字小出59-1 外
		総合交流ターミナル施設(世界の椿館基石)	総合交流施設	1,367	H9	末崎町字大浜280-1 外
	綾里地区生産物直売所	観光会館	261	S62	綾里字宮野40-3	
	水産課	三陸ふるさと物産センター	体験施設	615	H12	越喜来井戸洞95-27
		"	トイレ	-	H12	越喜来井戸洞95-27
		三陸蓄養センター	蓄養施設	75	H28	越喜来浪板16-1
		大船渡市魚市場	卸売市場	16,484	H26	大船渡町字永沢209
		"	南側岸壁上屋	2,422	H28	大船渡町字永沢209
		"	製氷施設	282	H26	大船渡町字永沢209
		"	スクリーン棟	59	H26	大船渡町字永沢209
		"	ポンプ室	8	H17	大船渡町字永沢209
	商工課	大船渡職業訓練センター	研修所	328	S63	盛町字みどり町13-4
		"	研修所(増築棟)	420	H27	盛町字みどり町13-4
		シーパル大船渡	勤労者施設	643	H3	盛町字二本杵8-6、11-1
大船渡市勤労青少年ホーム		勤労者施設	609	S47	盛町字中道下1-3、二本杵12-5	
大船渡市働く婦人の家		勤労者施設	801	H3	盛町字中道下1-3、二本杵12-5	

【管理に関する基本的な考え方】

- 勤労青少年ホーム、働く婦人の家については、現状、生涯学習や社会教育活動と同様の利用が多いことから、利用対象者を限定する用途のあり方や一般市民への利用拡大、周辺公共施設との一体的な利用等を含めて総合的に検討します。
- 畜産施設や鹿の森公園内の特産品生産施設については、今後の利用状況を踏まえ、存廃も含めて施設のあり方を検討します。
- 世界の椿館基石は、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組みます。

(5) 学校教育系施設

表 21 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
学校	学校教育課	盛小学校	校舎	1,374	H22	盛町字沢川30
		〃	校舎	1,712	H22	盛町字沢川30
		〃	校舎(通級指導教室)	556	H22	盛町字沢川30
		〃	園舎	644	H26	盛町字沢川30
		〃	屋内運動場	982	S48	盛町字沢川30
		〃	倉庫	20	S42	盛町字沢川30
		〃	プール専用機械室	14	H8	盛町字沢川30
		〃	プール専用トイレ	15	H25	盛町字沢川30
		〃	プール専用更衣室	15	S45	盛町字沢川30
		大船渡小学校	校舎	1,606	S53	大船渡町字笹崎67
		〃	校舎	1,679	S53	大船渡町字笹崎67
		〃	校舎	741	S53	大船渡町字笹崎67
		〃	校舎	817	H10	大船渡町字笹崎67
		〃	屋内運動場	1,102	H19	大船渡町字笹崎67
		〃	屋内運動場脇トイレ	14	H19	大船渡町字笹崎67
		〃	プール専用付属室	54	H15	大船渡町字笹崎67
		大船渡北小学校	校舎	1,169	S51	大船渡町字山馬越68-2
		〃	校舎	1,358	S50	大船渡町字山馬越68-2
		〃	校舎	1,920	S49	大船渡町字山馬越68-2
		〃	校舎	362	S49	大船渡町字山馬越68-2
		〃	校舎	987	S49	大船渡町字山馬越68-2
		〃	屋内運動場	1,106	S51	大船渡町字山馬越68-2
		〃	屋内運動場	23	S51	大船渡町字山馬越68-2
		〃	倉庫	49	S59	大船渡町字山馬越68-2
		〃	倉庫	12	S50	大船渡町字山馬越68-2
		〃	プール専用機械室	13	S51	大船渡町字山馬越68-2
		〃	プール専用トイレ、更衣室	50	S51	大船渡町字山馬越68-2
		赤崎小学校	校舎及び体育館	4,233	H28	赤崎町字山口地内
		越喜来小学校	校舎及び体育館	4,680	H28	越喜来字小出地内
		綾里小学校	校舎	2,391	H10	綾里字平館21
		〃	校舎	262	H10	綾里字平館22
		〃	屋内運動場	750	S48	綾里字平館23
		〃	屋内運動場	45	H10	綾里字平館24
		〃	プール専用トイレ、更衣室	55	H25	綾里字平館25
		吉浜小学校	校舎	2,137	H9	吉浜字扇洞185
		〃	倉庫	20	H9	吉浜字扇洞187
		〃	プール	19	H19	吉浜字扇洞188
		〃	プール	25	H19	吉浜字扇洞189
		〃	屋内運動場(使用中止)	443	S41	吉浜字扇洞186
		蛸ノ浦小学校	校舎	802	S45	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	校舎	1,203	S45	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	校舎(会議室)	75	S46	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	校舎(配膳室)	8	H17	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	屋内運動場	553	S49	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	屋内運動場	24	S49	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	倉庫	65	S45	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	プール専用機械室	9	S49	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	プール専用トイレ	10	S49	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	プール専用更衣室	24	S49	赤崎町字鳥沢10-2

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
学校	学校教育課	猪川小学校	校舎	2,855	S54	猪川町字轆轤石23
		"	校舎	334	S56	猪川町字轆轤石23
		"	校舎	787	S54	猪川町字轆轤石23
		"	校舎(倉庫)	151	S54	猪川町字轆轤石23
		"	校舎(渡廊下)	53	S54	猪川町字轆轤石23
		"	屋内運動場	62	S51	猪川町字轆轤石23
		"	屋内運動場	876	S51	猪川町字轆轤石23
		"	プール専用機械室	14	S52	猪川町字轆轤石23
		日頃市小学校	校舎	2,398	S55	日頃市町字関谷48
		"	校舎(配膳室)	18	H17	日頃市町字関谷48
		"	屋内運動場	684	S55	日頃市町字関谷48
		"	屋内運動場	16	S55	日頃市町字関谷48
		"	倉庫	24	S63	日頃市町字関谷48
		"	倉庫	50	S55	日頃市町字関谷48
		"	倉庫	133	S42	日頃市町字関谷48
		"	倉庫(物置廊下)	51	S42	日頃市町字関谷48
		末崎小学校	校舎	1,749	S47	末崎町字山岸122
		"	校舎	2,101	S47	末崎町字山岸122
		"	校舎	567	S46	末崎町字山岸122
		"	校舎(倉庫)	133	S47	末崎町字山岸122
		"	校舎(配膳室)	22	H19	末崎町字山岸122
		"	屋内運動場	1,059	H15	末崎町字山岸122
		"	屋内運動場脇屋外トイレ	45	H15	末崎町字山岸122
		"	倉庫	61	S48	末崎町字山岸122
		"	プール専用付属室	36	S48	末崎町字山岸122
		立根小学校	校舎	2,742	H3	立根町字上ノ台19-2
		"	校舎	800	H3	立根町字上ノ台19-2
		"	屋内運動場	1,136	H5	立根町字上ノ台19-2
		"	プール専用付属室	61	H5	立根町字上ノ台19-2
		"	クラブハウス	200	H5	立根町字上ノ台19-2
		大船渡中学校	校舎	5,424	S57	大船渡町字永沢94-1
		"	校舎	741	S59	大船渡町字永沢94-1
		"	校舎(配膳室)	25	S59	大船渡町字永沢94-1
		"	屋内運動場	1,316	S57	大船渡町字永沢94-1
		"	屋内運動場	43	S59	大船渡町字永沢94-1
		"	プール専用付属室	25	S59	大船渡町字永沢94-1
		"	プール専用付属室	52	S59	大船渡町字永沢94-1
		"	部室(クラブ室)	78	S60	大船渡町字永沢94-1
		"	クラブハウス	200	S57	大船渡町字永沢94-1
		赤崎中学校	校舎及び体育館	5,540	H28	赤崎町字山口地内
		綾里中学校	校舎	2,513	S53	綾里字黒土田99-1
		"	倉庫	55	S37	綾里字黒土田99-2
		"	屋内運動場	854	H5	綾里字黒土田99-3
		"	部室(クラブ室)	33	H5	綾里字黒土田99-4
		"	クラブハウス	150	H5	綾里字黒土田99-5
		越喜来中学校	校舎	2,286	S33	越喜来字前田41
		"	校舎	19	H13	越喜来字前田42
		"	校舎	24	S33	越喜来字前田43
		"	校舎	25	S33	越喜来字前田44
		"	校舎	26	S58	越喜来字前田45
		"	屋内運動場	793	S33	越喜来字前田46
		"	部室(クラブ室)	34	S57	越喜来字前田47

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
学校	学校教育課	吉浜中学校	校舎	1,827	H2	吉浜字扇洞127-2
		"	機械室	9	H2	吉浜字扇洞127-3
		"	屋内運動場	856	H2	吉浜字扇洞127-4
		第一中学校	校舎	1,644	S37	立根町字宮田86
		"	校舎	1,077	S40	立根町字宮田86
		"	校舎	7	S63	立根町字宮田86
		"	校舎	27	H23	立根町字宮田86
		"	校舎	106	H23	立根町字宮田86
		"	校舎	536	S63	立根町字宮田86
		"	校舎	773	S38	立根町字宮田86
		"	校舎	851	S38	立根町字宮田86
		"	校舎(倉庫)	150	S49	立根町字宮田86
		"	校舎(配膳室)	68	H27	立根町字宮田86
		"	屋内運動場	1,033	S39	立根町字宮田86
		"	プール専用付属室	25	S54	立根町字宮田86
		"	プール専用付属室	38	S54	立根町字宮田86
		"	部室(クラブ室)	13	H5	立根町字宮田86
		"	部室(クラブ室)	13	H5	立根町字宮田86
		"	部室(クラブ室)	30	H5	立根町字宮田86
		"	部室(クラブ室)	33	S63	立根町字宮田86
		"	部室(クラブ室)	40	H5	立根町字宮田86
		日頃市中学校	校舎	1,320	S64	日頃市町字関谷60-0
		"	校舎	847	S64	日頃市町字関谷60-1
		"	校舎(井戸水汲み上げ用機械室)	9	S64	日頃市町字関谷60-1
		"	屋内運動場	1,130	H5	日頃市町字関谷60-1
		"	プール専用機械室	15	H7	日頃市町字関谷60-1
		"	プール専用付属室	20	S48	日頃市町字関谷60-1
		"	クラブハウス	200	H5	日頃市町字関谷60-1
		"	部室(クラブ室)	30	S64	日頃市町字関谷60-1
		"	部室(クラブ室)	47	S64	日頃市町字関谷60-1
		末崎中学校	校舎	2,430	S61	末崎町字平林72-13
		"	校舎	1,047	S61	末崎町字平林72-13
		"	プール専用付属室	15	H2	末崎町字平林72-13
		"	プール専用付属室	50	H2	末崎町字平林72-13
		"	部室(クラブ室)	79	H2	末崎町字平林72-13
		"	部室(クラブ室)	40	H4	末崎町字平林72-13
		"	クラブハウス	200	S62	末崎町字平林72-13
		"	屋内運動場	1,237	S62	末崎町字平林72-13
		旧甫嶺小学校	校舎	1,692	S57	越喜来字甫嶺134-2
		"	体育館	619	S57	越喜来字甫嶺134-3
		"	プール更衣室	5	S57	越喜来字甫嶺134-4
		"	プール機械室	12	S57	越喜来字甫嶺134-5
		その他 教育施設	学校教育課	大船渡学校給食共同調理場	学校給食調理場	11
"	学校給食調理場			200	S57	大船渡町字永沢94-1
大船渡北学校給食共同調理場	学校給食調理場			3	H21	大船渡町字山馬越68-2
"	学校給食調理場			15	H21	大船渡町字山馬越68-2
"	学校給食調理場			168	S50	大船渡町字山馬越68-2
綾里学校給食共同調理場	学校給食調理場			174	H10	綾里字平館21-1
北部学校給食センター	学校給食調理場(排水処理機械室)			8	H26	立根町字萱中26-1
"	学校給食調理場(受水槽ポンプ室)			10	H26	立根町字萱中26-1
"	学校給食調理場			1,185	H26	立根町字萱中26-1
末崎学校給食共同調理場	学校給食調理場			20	H19	末崎町字平林72
"	学校給食調理場	135	S61	末崎町字平林72		

【管理に関する基本的な考え方】

①学校施設（市立小学校、市立中学校）

- ・ 施設規模が大きく、今後は施設の維持管理に多額の費用を要すると見込まれることから、文部科学省の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 27 年 3 月）や「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成 27 年 4 月）を踏まえ、長寿命化計画の策定に取り組みます。
- ・ 地域との合意形成を図りながら、「大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定し、望ましい学校施設の配置を目指します。
- ・ 空き校舎となる施設については、地域の意向や維持運営経費等を踏まえ、利活用のあり方を検討します。

②その他教育系施設（学校給食共同調理場及び学校給食センター）

- ・ 学校給食共同調理場及び学校給食センターについては、点検・診断結果を踏まえ、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・ 学校施設の統廃合に併せて、学校給食共同調理場を集約し、効率的な運営を図ります。

(6) 子育て支援施設

表 22 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
幼保・ こども園	子ども課	越喜来こども園	園舎	650	H28	越喜来字小出24-24
		旧越喜来幼稚園	園舎	486	S54	越喜来字前田40-12
		旧越喜来保育所	園舎	101	H23	越喜来字前田40-12
		綾里こども園	園舎	785	H26	綾里字中曾根113-1 外
		旧綾里こども園	園舎	875	S43	綾里字平館60-1 外4筆
		吉浜こども園	園舎	500	H23	吉浜字扇洞186
幼児・ 児童施設	子ども課	盛小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	147	H22	盛町字沢川30の一部
		大船渡北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	-	S49	大船渡町字山馬越68-2
		日頃市小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	92	H28	日頃市町字関谷48番地の一部
		赤崎小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	165	H29	赤崎町字山口地内
		大船渡小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	147	H25	大船渡町字笹崎60-3の一部 外4筆
		猪川小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	262	H21	猪川町字轆轤石33-1の一部 外2筆
		末崎小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	-	S47	末崎町字山岸122
		立根小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	170	H20	立根町字上ノ台19-2の一部
		蛸ノ浦児童館	児童館	437	S39	赤崎町字鳥沢46
		〃	湯沸室	9	S44	赤崎町字鳥沢46

【管理に関する基本的な考え方】

①こども園

- ・ 大規模改修や更新の時期を迎えるにあたっては、施設の集約化・複合化等を検討します。

②放課後児童クラブ

- ・ 管理者と協議しながら、効率的な維持管理、運営に努めます。

③その他

- ・ 旧綾里こども園及び蛸ノ浦児童館については、既に児童福祉施設としての機能を失っており、また、老朽化が著しく進行し、地震発生時等に周囲に危険を及ぼす可能性もあることから、地域との合意形成や財源の確保を図りながら除却について検討します。
- ・ 旧越喜来幼稚園は敷地が民有地であるため、越喜来こども園への移転後、関係部署との協議が整いしだい除却を検討します。

(7) 保健・福祉施設

表 23 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
保健・福祉 施設	健康推進課	保健介護センター	保健センター	514	S58	盛町字下館下14-1 外2筆
	地域福祉課	Y・Sセンター	Y・Sセンター	3,344	H4	立根町字下欠125-12 外57筆
		Y・S倉庫	Y・S倉庫	66	H4	立根町字下欠125-12 外57筆
		給水施設	給水施設	不明	H4	立根町字下欠164-4、猪川町字富岡29-15
高齢福祉 施設	長寿社会課	ディサービスセンター	ディサービスセンター	347	H4	立根町字田ノ上30番地22
児童福祉 施設	子ども課	母子生活支援施設(つばき荘)	母子生活支援施設	535	S29	大船渡町字上山42-1
		"	物置	19	S29	大船渡町字上山42-1

【管理に関する基本的な考え方】

①保健介護センター、Y・Sセンター

- ・ 今後も修繕が必要な箇所が多く発生すると考えられることから、維持管理計画の策定も視野に入れながら、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

②ディサービスセンター

- ・ 指定管理者と協議しながら、効率的な維持管理、運営に努めます。

③母子生活支援施設

- ・ 母子生活支援施設つばき荘については、入所希望者がおらず長らく休止状態にあり、また、老朽化が著しく進んでいることから、用途廃止に向けて取り組むとともに、地域との合意形成や財源の確保を図りながら除却について検討します。

(8) 医療施設

表 24 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
医療施設	国保年金課	越喜来診療所	診療所	622	H8	越喜来字所通26-1 外2筆
		"	車庫	66	H8	越喜来字所通26-1 外3筆
		吉浜診療所	診療所	144	H10	吉浜字上野93-1
		綾里診療所・歯科診療所	診療所	330	H22	綾里字平館75-2

【管理に関する基本的な考え方】

- ・ 今後も修繕が必要な箇所が多く発生すると考えられることから、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

(9) 行政系施設（庁舎等）

表 25 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
庁舎等	財政課	大船渡市役所本庁舎	庁舎	5,230	S45	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		〃	庁舎(増築棟)	1,503	H3	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		〃	書類・備品保管庫	115	H9	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		〃	車庫	115	S54	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		〃	車庫	536	H6	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		大船渡市役所三陸支所	庁舎	819	H8	越喜来字所通26-1 外2筆
	綾里地域振興出張所	綾里地域振興出張所	庁舎(複合施設)	41	H22	綾里字平館75-2
吉浜地域振興出張所	吉浜地域振興出張所	庁舎(複合施設)	-	H6	吉浜字上野93-1 外11筆	
その他 行政系施設	財政課	倉庫	倉庫	167	H25	越喜来字小出59-404
	生涯学習課	吉浜倉庫	倉庫	359	S49	吉浜字上野2-1
		綾里倉庫	倉庫	33	不明	綾里字岩崎9-3 外1筆
		綾里倉庫	倉庫	478	S47	綾里字岩崎9-3 外1筆

【管理に関する基本的な考え方】

- ・ 本庁舎は築 45 年が経過していることから、耐震改修工事と設備改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 支所については、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・設備更新等に取り組みます。
- ・ 出張所については、コミュニティ施設等との複合施設であることから機能を維持するとともに、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・設備更新等に取り組みます。
- ・ 吉浜倉庫、綾里倉庫については、築 40 年以上経過した旧地区公民館施設を活用していることから、老朽化が進んでいるため、今後の利活用のあり方について、除却も含め検討します。

(10) 行政系施設（消防・防災施設）

表 26 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
消防施設	防災管理室	大船渡市防災センター	庁舎棟	3,176	H29	盛町字下館下35-1
		大船渡市防災センター	訓練棟	122	H29	盛町字下館下35-1
	消防署	大船渡消防署庁舎外	消防庁舎	2,036	S38	盛町字木町1-1
		コミュニティ消防センター(小石浜)	消防屯所	54	H17	綾里字館ヶ森27-15
		コミュニティ消防センター(野形)	消防屯所	47	H10	綾里字熊之入116
		コミュニティ消防センター(根白)	消防屯所	72	H13	吉浜字根白66-1
		コミュニティ消防センター(本郷)	消防屯所	72	H12	吉浜字上野2-1
		コミュニティ消防センター(扇洞)	消防屯所	59	H11	吉浜字扇洞7
		コミュニティ消防センター(木町)	消防屯所	123	H15	盛町字木町6-25
		コミュニティ消防センター(上三区)	消防屯所	85	S62	赤崎町字佐野36-2
		コミュニティ消防センター(鷹生)	消防屯所	67	H8	日頃市町字下鷹生85-4
		コミュニティ消防センター(長安寺)	消防屯所	72	H16	日頃市町字長安寺1-4
		コミュニティ消防センター(小田梅神)	消防屯所	58	H2	末崎町字小田8-2 外1筆
		上甫嶺地区消防屯所	消防屯所	57	H14	越喜来字上甫嶺134-1 外
		第1分団第1部屯所	消防屯所	66	H23	盛町字権現堂2-19
		第1分団第3部屯所	消防屯所	137	S55	盛町字内ノ目3-26
		第1分団第4部屯所	消防屯所	83	H27	盛町字内ノ目14-29
		第2分団第1部屯所	消防屯所	94	H28	大船渡町字野々田27-8
		第2分団第2部屯所	消防屯所	85	H29	大船渡町字新田45-11
		第2分団第3部屯所	消防屯所	85	H28	大船渡町字笹崎133-2の内 外3筆
		第3分団第1部屯所	消防屯所	89	H28	大船渡町字下平17-5
		第3分団第2部屯所	消防屯所	74	H12	大船渡町字宮ノ前26-2
		第3分団第3部屯所	消防屯所	85	H29	大船渡町字永沢51-27
		第4分団第1部屯所	消防屯所	124	H28	末崎町字小細浦44-7の内
		第4分団第2部屯所	消防屯所	72	S60	末崎町字鶴巻93-10
		第4分団第5部屯所	消防屯所	84	H27	末崎町字大豆沢157-8
		第5分団第1部屯所	消防屯所	80	S44	赤崎町字外口80-4の内
		第5分団第2部屯所	消防屯所	104	H28	赤崎町字鳥沢171-1 外2筆
		第5分団第3部屯所	消防屯所	85	H29	赤崎町字清水53-14外
		第6分団第1部屯所	消防屯所	85	H29	赤崎町字大立178
		第6分団第2部屯所	消防屯所	99	H28	赤崎町字後ノ入13-15 外1筆
		第7分団第1部屯所	消防屯所	66	H19	猪川町字久名畑98-39
		第7分団第2部屯所	消防屯所	66	H21	猪川町字長谷堂116-11
		第7分団第3部屯所	消防屯所	96	S54	猪川町字下権現堂8-11の内
		第8分団第1部屯所	消防屯所	39	S50	立根町字萱中20-8
		第8分団第2部屯所	消防屯所	115	S57	立根町字田谷3-1
		第8分団第3部屯所	消防屯所	38	S53	立根町字田ノ上地内
		第9分団第1部屯所	消防屯所	79	S61	日頃市町字関谷21-6
		第9分団第3部屯所	消防屯所	57	S57	日頃市町字平山42-4
		第10分団第1部屯所	消防屯所	83	H22	綾里字港70-15 外2筆
		第10分団第2部屯所	消防屯所	85	H29	綾里字田浜上67-1
		第10分団第4部屯所	消防屯所	57	S52	綾里字宮野42-1
		第10分団第5部白浜屯所	消防屯所	20	S58	綾里字白浜93-1
		第10分団第5部野々前屯所	消防屯所	33	S50	綾里字野々前3-6
		第10分団第6部砂子浜屯所	消防屯所	21	S59	綾里字砂子浜29-37

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
消防施設	消防署	第11分団第1部鬼沢屯所	消防屯所	27	S54	越喜来字鬼沢84-1
		第11分団第1部甫嶺屯所	消防屯所	84	H27	越喜来字甫嶺45-22
		第11分団第3部屯所	消防屯所	85	H29	越喜来字井戸洞28-1
		第11分団第4部屯所	消防屯所	97	H28	越喜来字所通53-2の内
		第11分団第5部前田屯所	消防屯所	102	S39	越喜来字前田63-7
		第11分団第5部中村屯所	消防屯所	25	H4	越喜来字杉下133-7
		第12分団第1部大野屯所	消防屯所	54	H2	吉浜字大野40-3
		第12分団第4部屯所	消防屯所	50	H17	吉浜字千歳170-2

【管理に関する基本的な考え方】

①大船渡消防署庁舎

- ・ 防災センターへの移転後は、建物の老朽化が激しいため、地域との合意形成や財源の確保を図りながら、除却について検討します。

②消防屯所

- ・ 計画的な点検・修繕等により、老朽化対策や長寿命化を図ります。更新の際は、将来の地域別の人口動向等を踏まえ、本市全体としての消防能力の維持・向上に資するよう適正な配置を検討していきます。

(11) 公営住宅

表 27 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
公営住宅	住宅公園課	下館下アパート	住宅	3,650	H28	盛町字下館下7-18 外
		御山下団地	住宅	168	S35	盛町字御山下31-2
		〃	住宅	173	S33	盛町字御山下31-2
		宇津野沢アパート	住宅	1,301	H26	盛町字沢川38-1 外
		盛中央団地	住宅	4,866	S59	盛町字馬場23-7 外
		〃	住宅	149	S59	盛町字馬場23-7 外
		上山東アパート	住宅	654	H26	大船渡町字上山3-1
		上山団地	住宅	363	S37	大船渡町字赤沢17-1 外
		赤沢アパート	住宅	1,552	H26	大船渡町字赤沢72-1 外
		野々田アパート	住宅	3,456	H28	大船渡町字野々田18-8 外
		地ノ森団地	住宅	432	S35	大船渡町字富沢36-5 外
		〃	住宅	485	S35	大船渡町字富沢36-5 外
		〃	住宅	908	S38	大船渡町字富沢36-5 外
		田中東団地	住宅	551	H26	大船渡町字明神前16-1
		〃	住宅	899	H25	大船渡町字明神前16-1
		田中団地	住宅	224	S35	大船渡町字明神前18-4 外
		〃	住宅	687	S28	大船渡町字明神前18-4 外
		田中南アパート	住宅	1,065	H25	大船渡町字明神前23-5
		川原アパート	住宅	1,966	H27	大船渡町字野々田27-5
		清水アパート	住宅	893	H26	綾里字清水54-4 外
		野形団地	住宅	255	H13	綾里字坂本29 外3筆
		〃	住宅	370	H11	綾里字坂本29 外3筆
		〃	住宅	396	H12	綾里字坂本29 外3筆
		所通団地	住宅	252	H4	越喜来字所通105-1 外3筆
		〃	住宅	345	H5	越喜来字所通105-1 外4筆
		〃	住宅	360	H6	越喜来字所通105-1 外5筆
		所通東アパート	住宅	1,466	H27	越喜来字所通27-6 外
		杉下団地	住宅	761	H27	越喜来字杉下138-2 外
		前田団地	住宅	96	S43	越喜来字前田87-2 外2筆
		〃	住宅	108	S44	越喜来字前田87-2 外2筆
		崎浜団地	住宅	606	H27	越喜来字仲崎浜121-1 外
		横石団地	住宅	618	H7	吉浜字横石212
		〃	住宅	164	H9	吉浜字横石212
		扇洞団地	住宅	96	S44	吉浜字扇洞161-3
		後ノ入東団地	住宅	925	H25	赤崎町字後ノ入44-1
		後ノ入団地	住宅	288	S46	赤崎町字後ノ入44-6
		〃	住宅	391	S45	赤崎町字後ノ入44-6
		後ノ入南団地	住宅	299	H27	赤崎町字後ノ入6-20 外
		佐野団地	住宅	690	S43	赤崎町字佐野36-1 外
		山口西アパート	住宅	940	H28	赤崎町字山口34-2 外
山口団地	住宅	280	S39	赤崎町字山口58-1		
大洞団地	住宅	795	H27	赤崎町字大洞124-1 外		

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
公営住宅	住宅公園課	沢田団地	住宅	316	S40	赤崎町字沢田105-2
		〃	住宅	371	S41	赤崎町字沢田105-2
		沢田南アパート	住宅	1,376	H27	赤崎町字沢田190
		中井団地	住宅	261	S40	赤崎町字中井72-15
		〃	住宅	410	S39	赤崎町字中井72-15
		蛸ノ浦アパート	住宅	999	H27	赤崎町字鳥沢37-1 外
		長谷堂東団地	住宅	3,389	H27	猪川町字長谷堂73-5 外
		長安寺団地	住宅	299	S36	日頃市町字沼川16-1
		〃	住宅	652	S44	日頃市町字沼川16-1
		〃	住宅	299	S45	日頃市町字沼川16-1
		〃	住宅	438	S46	日頃市町字沼川16-1
		泊里団地	住宅	366	H27	末崎町字泊里105-7 外
		平南アパート	住宅	3,500	H28	末崎町字平林87-1 外
		平団地	住宅	678	H14	末崎町字平林96-2 外
		〃	住宅	750	H26	末崎町字平林96-2 外
		〃	住宅	266	H12	末崎町字平林96-2 外
		下欠団地	住宅	543	S51	立根町字下欠1-1
		下欠東アパート	住宅	2,918	H27	立根町字下欠1-7 外
		関谷団地	住宅	209	S53	立根町字関谷20-1 外
		〃	住宅	326	H7	立根町字関谷20-1 外
		〃	住宅	1,591	H8	立根町字関谷20-1 外
		〃	住宅	436	S53	立根町字関谷20-1 外
		〃	住宅	655	S54	立根町字関谷20-1 外
		桑原団地	住宅	613	S52	立根町字桑原44-1
		菅生団地	住宅	299	S47	立根町字中野46-1 外
		〃	住宅	690	S38	立根町字中野46-1 外
		堀之内団地	住宅	184	S51	立根町字堀之内23 外
		〃	住宅	463	S50	立根町字堀之内23 外
		〃	住宅	463	S49	立根町字堀之内23 外
		〃	住宅	399	S51	立根町字堀之内23 外

【管理に関する基本的な考え方】

- ・ 今後も公営住宅の入居者の募集、家賃回収等の管理については指定管理者制度等を継続し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・ 平成28年10月に改訂した「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の統廃合や長寿命化に取り組みます。

(12) その他施設

表 28 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
その他 施設	財政課	旧崎浜小学校	旧校舎、旧体育館等	2,463	S45	越喜来字仲崎浜183 外
		旧崎浜保育所	園舎	390	S45	越喜来字仲崎浜181-2
	企業立地港湾課	三陸鉄道南リアス線運行部事務所	事務所	355	S58	盛町字馬場 地内
		〃	検収庫	465	S58	盛町字馬場 地内
		〃	地震計室	4	S58	盛町字馬場 地内
		〃	油庫	11	S58	盛町字馬場 地内
		〃	排水処理室	36	S58	盛町字馬場 地内
		〃	車庫	60	S58	盛町字馬場 地内
		三陸鉄道 盛駅	本屋	59	S58	盛町字東町裏 地内
		〃	待合所	38	不明	盛町字東町裏 地内
		三陸鉄道 陸前赤崎駅	待合所	不明	不明	赤崎町字大洞 地内
		三陸鉄道 綾里駅	待合所	15	S45	綾里字宮野 地内
		三陸鉄道 恋し浜駅	待合所	11	不明	綾里字小石浜 地内
		三陸鉄道 甫嶺駅	待合所	15	不明	越喜来字甫嶺 地内
		三陸鉄道 三陸駅	待合所	15	S48	越喜来字肥の田 地内
		盛駅前トイレ	トイレ	20	H12	盛町字東町裏19-2
		綾里駅前トイレ	トイレ	不明	不明	綾里字宮野 地内
		恋し浜駅前トイレ	トイレ	5	H11	綾里字小石浜123-4
		甫嶺駅前トイレ	トイレ	5	H10	越喜来字甫嶺80-1
		学校教育課	教員住宅綾里第6・7号	住宅	66	S57
	教員住宅綾里第8・9号		住宅	75	S60	綾里字野形3-3
	教員住宅越喜来第1号		住宅	52	S54	越喜来字鬼沢74-3
	教員住宅越喜来第7号		住宅	84	S41	越喜来字前田63-7
	教員住宅越喜来第9号		住宅	56	S40	越喜来字前田63-8
	教員住宅越喜来第10号		住宅	62	S38	越喜来字前田63-9
	教員住宅越喜来第12号		住宅	37	H11	越喜来字所通53-2の内
	教員住宅越喜来第13号		住宅	37	H11	越喜来字所通53-3の内
	教員住宅吉浜第1号		住宅	49	S56	吉浜字上野84-8
	教員住宅吉浜第2号		住宅	49	S57	吉浜字上野84-8
	国保年金課	吉浜医師住宅	住宅	77	H11	吉浜字上野98-1
	市民環境課	おおふなと斎苑	火葬場	986	H11	立根町字猫足83
		丸森墓園	格納庫	5	H3	大船渡町字鷹頭38-1 外2筆
		〃	トイレ	5	S47	大船渡町字鷹頭38-1 外2筆
水産課	鬼沢漁港トイレ	トイレ	12	H27	越喜来字鬼沢95-4(鬼沢漁港内)	
	砂子浜漁港トイレ	トイレ	12	H27	綾里字砂子浜(砂子浜漁港内)	
	小石浜漁港トイレ	トイレ	12	H27	綾里字小石浜(小石浜漁港内)	

【管理に関する基本的な考え方】

①旧崎浜小学校

- ・ 現在、倉庫として利用していますが、関係部署と連携し、地域との合意形成や財源の確保を図りながら、除却について検討します。

②鉄道施設

- ・ 施設管理者である三陸鉄道株式会社が修繕履歴のデータを蓄積しており、維持管理計画を策定していることから、今後とも三陸鉄道株式会社及び岩手県、関係自治体の連携を図りながら計画的に取り組みます。

③教員住宅

- ・ 老朽化が著しい施設については、地震発生時等に周囲に危険を及ぼす可能性があることから、除却について検討します。
- ・ 現在入居者がいる教員住宅については、使用者に対して日頃からの維持管理を徹底させるとともに、老朽等による大規模な修繕が必要となった場合には、教職員に対する住宅提供の必要性を検討しながら、更新又は除却について検討します。

④おおふなと斎苑

- ・ 指定管理者や火葬炉メーカーと緊密に連携及び情報共有を図りながら、計画的な維持管理を実施するとともに、将来的な人口減少を視野に入れながら、施設更新の際には周辺自治体との共同運営を検討します。

⑤公衆トイレ

- ・ 指定管理者等と連携及び情報共有を図りながら、計画的な維持管理を実施します。

(13) 上下水道施設

表 29 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地	
上下水道 施設	水道事業所	第1水源	取水加压室	34	S45	大船渡町字山馬越121-1	
		第2水源	揚水機室	182	S39	赤崎町字諏訪前4-5	
		第3水源	井戸上屋	5	H21	猪川町字轆轤石10-5	
		第4水源	井戸上屋	24	S54	盛町字東町3-1	
		第5水源	電気室	144	H21	猪川町字久名畑89-1	
		"	取水井上屋	84	H16	猪川町字久名畑89-1	
		長崎水源	管理室	18	S60	赤崎町字蛸ノ浦136-1	
		日頃市ポンプ場(日頃市水源)	取水井上屋	15	H4	日頃市町字上宿32-5	
		鷹生ポンプ場(鷹生水源)	取水井上屋	16	H11	日頃市町字上鷹生11-4	
		第1浄水場	滅菌機室	14	S61	大船渡町字猪頭34-5	
		"	ポンプ小屋	11	S47	大船渡町字猪頭34-5	
		"	管理公舎	92	S30	大船渡町字猪頭34-5	
		第2浄水場	ポンプ上屋	24	S54	赤崎町字諏訪前4-5	
		"	管理棟及び附属建物	245	S41	赤崎町字諏訪前4-5	
		"	ポンプ室及び発電機室	81	S46	赤崎町字諏訪前4-5	
		第3浄水場	管理棟	180	S54	盛町字東町3-1	
		"	官舎	42	S54	盛町字東町3-1	
		"	発電機室	48	S54	盛町字東町3-1	
		冷清水ポンプ場	ポンプ場・電気室	70	H16	立根町字冷清水27-2	
		中井ポンプ場	ポンプ室	25	H5	赤崎町字中井86-6	
		長洞ポンプ場	ポンプ室	59	H2	猪川町字長洞29-3	
		川原ポンプ場	ポンプ室	16	H15	立根町字向田27-5	
		中野低区ポンプ場	ポンプ場	20	S48	末崎町字中野195	
		山根加压ポンプ場	ポンプ室	7	S57	末崎町字山根140	
		笹崎ポンプ場	ポンプ室	9	H6	大船渡町字笹崎16-11	
		丸森加压ポンプ場	ポンプ室・電気室(緊急遮断弁)	63	H13	大船渡町字鷹頭7-6外	
		中野高区ポンプ場	ポンプ室・発電機室	100	H12	末崎町字中野34外	
		大船渡第1配水池	配水池	-	S29	大船渡町字猪頭	
		丸森配水池	配水池	-	H14	大船渡町字鷹頭87-6外	
		笹崎配水池	配水池	-	H5	大船渡町字鷹頭73-9	
		中野配水池	配水池	-	S53	末崎町字中野34外	
		中野高区配水池	配水池・緊急遮断弁室	45	H12	末崎町字中野23-6外	
		旭町配水池	配水池	-	S54	盛町字沢川34-35	
		大船渡第2配水池	配水池・上屋	30	S51	大船渡町字富沢209-5	
		中井第1配水池	配水池	-	S39	赤崎町字中井111	
		富岡配水池	配水池	-	S64	猪川町字長谷堂140-10	
		中井第2配水池	配水池	-	S46	赤崎町字中井112-1	
		宮野配水池	配水池	-	H5	赤崎町字宮野74-1	
		野尻配水池	配水池・緊急遮断弁室	75	H16	立根町字野尻94-1外	
		川原配水池	配水池	-	H15	立根町字川原142-3	
		蛸ノ浦配水池	配水池	-	S42	赤崎町字蛸ノ浦143-3	
		長崎配水池	配水池	-	S55	赤崎町字長崎79-2	
		鷹生配水池	配水池・緊急遮断弁室	112	H12	日頃市町字上代96-2外	
		簡易水道事業所	綾里簡易水道	浄水棟	273	H11	三陸町綾里字坂本140-1外
			"	配水池	-	H8	三陸町綾里字坂本140-1外
			"	(宮野)ポンプ室	26	H7	三陸町綾里字宮野87-1
			"	(宮野)配水池	-	H7	三陸町綾里字宮野133-5
"	(小路)ポンプ室		18	H8	三陸町綾里字八ヶ森52-1		
"	(小路)配水池		-	H9	三陸町綾里字小路65-1		
"	(田浜)ポンプ室		24	S56	三陸町綾里字田浜上66-1		
"	(田浜)配水池		-	S56	三陸町綾里字田浜下54-1		

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
上水道 施設	簡易水道事業所	砂子浜簡易水道	浄水棟	169	H16	三陸町綾里字砂子浜41-1外
		小石浜簡易水道	取水施設	6	H13	三陸町綾里字館ヶ森41-2
		"	浄水棟	52	H13	三陸町綾里字館ヶ森41-2
		"	配水池	-	H13	三陸町綾里字館ヶ森41-2
		甫嶺簡易水道	浄水棟	128	H12	三陸町越喜来字西上甫嶺98-2
		"	配水池	-	H12	三陸町越喜来字西上甫嶺98-2
		"	中央監視室	33	H24	三陸町越喜来字西上甫嶺98-2
		越喜来簡易水道	取水施設	22	H27	三陸町越喜来字小出59-453
		"	ポンプ室	38	H27	三陸町越喜来字小出59-328外
		"	浄水棟	390	H27	三陸町越喜来字小出59-328外
		"	(浪板)ポンプ室	27	S55	三陸町越喜来字杉下57-2
		"	(越口)ポンプ室	20	S56	三陸町越喜来字小泊61-8外
		"	(下山)ポンプ室	20	S56	三陸町越喜来字浪板243-7
		"	(崎浜第1)ポンプ室	25	S55	三陸町越喜来字大平41-1
		"	(崎浜第2)ポンプ室	15	S56	三陸町越喜来字仲崎浜100-3
		"	(河内)配水池	-	H6	三陸町越喜来字小出59-328
		"	(第1)配水池	-	H19	三陸町越喜来字小出56-1
		"	(第2)配水池	-	H18	三陸町越喜来字前田139-7
		"	(浪板)配水池	-	H6	三陸町越喜来字浪板45-1外
		"	(泊)配水池	-	S47	三陸町越喜来字泊87-1外
		"	(越口)配水池	-	S55	三陸町越喜来字小泊61-8
		"	(下山)配水池	-	S55	三陸町越喜来字浪板253-3外
		"	(崎浜)管理棟	12	S57	三陸町越喜来字仲崎浜145-3
		"	(崎浜)配水池	-	S55	三陸町越喜来字仲崎浜145-3
		"	(崎浜)第1配水池	-	H7	三陸町越喜来字仲崎浜106-1外
		本郷簡易水道	管理棟	38	H5	三陸町吉浜字大野21-16
		"	緩速ろ過池上屋	30	H5	三陸町吉浜字大野21-16
		"	第1配水池	-	H5	三陸町吉浜字大野21-16
		"	第2配水池	-	H6	三陸町吉浜字扇洞40-3
		"	第2ポンプ室	18	H6	三陸町吉浜字扇洞161-2
		"	第1加圧ポンプ室	18	H6	三陸町吉浜字平根57-2
		"	第2加圧ポンプ室	18	H6	三陸町吉浜字横石183-1
		根白簡易水道	管理棟	17	S62	三陸町吉浜字扇洞100-25
"	配水池	-	S62	三陸町吉浜字扇洞100-25		
"	千歳ポンプ室	22	H15	三陸町吉浜字十二役 30-1		
"	千歳配水池	-	不明	三陸町吉浜字千歳 9-2		
下水道 施設	下水道事業所	大船渡浄化センター	管理汚泥棟	1,786	H6	大船渡町字欠ノ下向1-143 外6筆
		"	工作室	244	H19	大船渡町字欠ノ下向1-143 外6筆
		"	マンホールポンプ	90	H6	大船渡町字欠ノ下向1-143 外6筆
		"	最初沈殿池上家	297	H6	大船渡町字欠ノ下向1-143 外6筆
		"	最終沈殿池上家	419	H6	大船渡町字欠ノ下向1-143 外6筆
	水産課	(仮称)崎浜地区漁業集落排水施設	終末処理場	257	H28	越喜来字明神道地内
		蛸ノ浦地区漁業集落排水施設	下水処理場	364	H25	赤崎町字蛸ノ浦7-1 外
		砂子浜地区漁業集落排水施設	処理棟	91	H17	綾里字砂子浜79-3 外
		小石浜地区漁業集落排水施設	汚水処理場	117	H14	綾里字館ヶ森123-3
		千歳地区漁業集落排水施設	下水道処理棟	117	H19	吉浜字千歳310 外
		根白地区漁業集落排水施設	し尿処理施設	120	S64	吉浜字根白70-2

【管理に関する基本的な考え方】

①上水道施設

- ・ 厚生労働省が作成した「アセットマネジメント『簡易支援ツール』」などを活用しながら、財政的な視点を加味した長期的な更新計画を策定し、長寿命化に取り組みます。
- ・ 簡易水道施設については、公営企業法適用の準備を進めながら、重要度・優先度を踏まえた水道施設全体の更新需要を見通し、計画的な更新投資で経営面への影響を抑えながら施設の長寿命化に取り組みます。
- ・ 上水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、今後も廃止は行わないものとします。今後は、上水道事業と簡易水道事業との統合について検討します。

②下水道施設

(平成 29 年 3 月本計画策定)

- ・ 下水道事業において、中長期的な収支計画策定及び、公営企業法の適用の検討による資産の把握を進めています。今後、その成果等を活用し、下水道施設の中長期的な更新や長寿命化を検討します。中長期的な施設の更新や長寿命化については、公益社団法人日本下水道協会「下水道維持管理指針-2014年版-」等に基づき、計画的かつ効率的な点検・診断等の体制を検討し、予防保全の考え方により進めます。
- ・ 蛸ノ浦地区漁業集落排水施設は、隣接する公共下水道区域への編入を進め、改築更新や維持管理経費の削減を図ります。
- ・ 下水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、今後も廃止は行わないものとします。

(令和 年 月改訂)

- ・ 下水道事業では、持続可能な事業運営を図るため、平成 30 年度から P P P (公民連携) 手法を活用した「大船渡浄化センター包括運営事業」を開始しており、施設台帳の整備、施設の機能診断、それらのデータによる「ストックマネジメント計画」を策定しています。当該計画等に基づき、施設、設備の点検、調査により健全度を判定し、中長期的な財政収支の見通しの下、施設の更新と長寿命化に取り組みます。
- ・ 令和 2 年度からは、地方公営企業法の適用による資産の把握により、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新計画の策定が可能となったことから、適切な施設の更新と長寿命化に取り組みます。

- ・ 下水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、経営状況や利用状況等の効果検証を踏まえ、「大船渡市下水道事業経営戦略」に基づいて施設を管理し、廃止は行わないものとします。

(14) 公園施設

表 30 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
公園施設	住宅公園課	みどり町公園	トイレ	11	H20	盛町字みどり町10
		盛川河川敷公園	トイレ	31	H22	盛町字みどり町40地先
		天神山公園	トイレ	34	H18	盛町字柿ノ木沢5-3
		館下公園	トイレ	11	H18	盛町字館下5-2
		吉野森公園	トイレ	11	H23	盛町字権現堂3-2
		御山下公園	トイレ	11	H19	盛町字御山下7-1
		東町公園	トイレ	11	H22	盛町字東町7
		佐倉里公園	トイレ	11	H21	盛町字木町9-5
		南笹崎公園	トイレ	11	H22	大船渡町字永沢42-1
		下船渡公園	トイレ	3	S55	大船渡町字下船渡26-1
		下平公園	トイレ	1	S44	大船渡町字下平16-13
		宮ノ前公園	トイレ	1	S45	大船渡町字宮ノ前25-3
		永沢公園	トイレ	1	S45	大船渡町字上平15-4
		上平公園	トイレ	1	S53	大船渡町字上平22-1
		赤沢公園	トイレ	8	H14	大船渡町字赤沢22
		台公園	トイレ	7	H13	大船渡町字台15-1
		地ノ森公園	トイレ	11	H22	大船渡町字地ノ森25-25
		富沢公園	トイレ	11	H15	大船渡町字富沢42-1
		加茂公園	東屋	7	H19	大船渡町字明神前10-6 外2筆
		加茂公園	トイレ	26	H22	大船渡町字明神前10-6 外2筆
		赤崎公園	トイレ	2	S43	赤崎町字山口80-15
		諏訪前公園	トイレ	4	H7	赤崎町字諏訪前42-3
		石橋前公園	トイレ	1	S63	赤崎町字石橋前1-10
		佐野公園	トイレ	1	S50	赤崎町字沢田56-1の内 ※借地
		下権現堂公園	トイレ	1	S53	猪川町字下権現堂105-13
		前田公園	トイレ	1	S49	猪川町字前田15-16
		猪川公園	トイレ	1	S53	猪川町字前田2-4
		中井沢公園	トイレ	4	H7	猪川町字中井沢9-8 外3筆
		鬼越ふれあい公園	トイレ	25	H8	猪川町字藤沢口37番地12地先
		轆轤石公園	トイレ	1	S63	猪川町字轆轤石10-7
		大田公園	トイレ	11	H22	末崎町字大田37-229
		上手公園	トイレ	11	H23	立根町字平田32-1 外1筆
長崎公園	トイレ	1	S47	赤崎町字外口81-1外		

【管理に関する基本的な考え方】

- ・ 今後は、防犯面や衛生面に配慮した維持管理計画づくりを検討します。また、下水道供用開始区域の公園トイレを水洗式に更新します。
- ・ 今後は施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が増加すると考えられることから、点検・診断結果を踏まえ、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

(15) 道路

【管理に関する基本的な考え方】

(平成 29 年 3 月本計画策定)

- ・ 定期点検結果等に基づき、維持管理等の優先順位を定めた維持管理計画の策定に取り組みます。
- ・ 限られた財源の中での確実な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。

(令和 年 月改訂)

- ・ 国土交通省の舗装点検要領に基づき、定期点検を実施し、維持管理等の優先順位を定めた維持管理計画の策定に取り組みます。
- ・ 修繕に当たっては、長寿命化を意識した工法の導入を検討します。
- ・ 限られた財源の中での確実な維持管理・修繕等に取り組みます。

(16) 橋りょう

【管理に関する基本的な考え方】

(平成 29 年 3 月本計画策定)

- ・ 15m 以上の橋については、長寿命化修繕計画を策定していることから、今後は、15m 未満の橋の長寿命化修繕計画の策定に取り組むとともに、予防保全の考え方に基づく維持管理を確実に実施し、耐震化及び長寿命化を図ります。

(令和 年 月改訂)

- ・ 市が管理する橋りょうの中で、架設後 30 年以上経過した橋りょうは全体の約 72% を占めており、近い将来一斉に架け替えの時期を迎えることが予想されます。このことから、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの寿命を 100 年間とすることを目標とし、修繕及び架け替えに要するコストの縮減に努めます。
- ・ 令和 4 年度に改訂予定の「大船渡市橋梁長寿命化修繕計画」において、限られた財源の中での耐震化及び長寿命化を図るため、新技術の導入や橋りょうの集約などを検討します。

(17) 上水道（管路）

【管理に関する基本的な考え方】

（平成 29 年 3 月本計画策定）

- ・ 厚生労働省が策定した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月）を踏まえ、長寿命化計画の策定に取り組みとともに、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に努めます。
- ・ 簡易水道の管路については、水道施設全体の更新需要を見通し、計画的な更新投資で経営面への影響を抑えながら施設の長寿命化に取り組みます。

（令和 年 月改訂）

- ・ 令和 4 年度策定予定の「大船渡市水道事業アセットマネジメント」に基づき、管路の重要度、設置環境や劣化状況を考慮の上、長寿命化を検討し、事業費の平準化を図りながら計画的な維持管理・修繕・更新等に努めます。
- ・ 簡易水道事業の管路については、令和 3 年 3 月に策定した「大船渡市簡易水道事業経営戦略」に基づき、財政収支の均衡を図りながら計画的に管路の更新を行います。また、定期的に進捗状況等を検証し、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」や総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」などを踏まえ、おおむね 3～5 年を目途に計画の改訂を実施します。

(18) 下水道（管路）

【管理に関する基本的な考え方】

（平成 29 年 3 月本計画策定）

- ・ 下水道事業において、中長期的な収支計画策定及び、公営企業法の適用の検討による資産の把握を進めています。今後、その成果等を活用し、下水道施設（管路）の中長期的な更新や長寿命化を検討します。中長期的な施設の更新や長寿命化については、公益社団法人日本下水道協会「下水道維持管理指針-2014 年版-」等に基づき、計画的かつ効率的な点検・診断等の体制を検討し、予防保全の考え方により進めます。
- ・ 蛸ノ浦地区漁業集落排水（管路）は、隣接する公共下水道区域への編入を進め、改築更新や維持管理経費の節減を図ります。
- ・ 下水道施設（管路）は、市民の生活を支える上で不可欠な施設であることから、今後も廃止は行わないものとします。

(令和 年 月改訂)

- 下水道事業の管路については、施設老朽化の問題は顕在化していないことから、公益社団法人日本下水道協会「下水道維持管理指針-2014年版-」等に基づき、予防保全の考え方の下、効率的な点検・診断等の体制の構築と中長期的な改築需要予測による計画的な老朽化対策に取り組みます。
- 令和2年度からは、地方公営企業法の適用による資産の把握により、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新計画の策定が可能となったことから、適切な施設の更新と長寿命化に取り組みます。
- 下水道施設（管路）は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、経営状況や利用状況等の効果検証を踏まえ、「大船渡市下水道事業経営戦略」に基づいて施設を管理し、廃止は行わないものとします。

(19) 漁港関連施設

【管理に関する基本的な考え方】

(平成29年3月本計画策定)

- 長寿命化計画に基づきながら、予防保全の考え方に沿った維持管理を行うとともに、長期的な視点に立った維持管理に取り組みます。

(令和 年 月改訂)

- 漁港及び海岸保全施設の点検調査及び機能診断を定期的に行うとともに、下記の「水産物供給基盤機能保全計画」及び「海岸保全施設長寿命化計画」を個別施設計画として位置づけ、更新コストの縮減及び平準化を図りながら、長期的な視点に立った維持管理に取り組みます。
- 漁港施設については、水産業にとって必要不可欠な施設を良好な状態で維持・活用するため「水産物供給基盤機能保全計画（令和3年3月策定）」に基づき、機能保全工事等の対策を行います。
- 海岸保全施設（防潮堤等）については、将来にわたり背後地を防護する機能の信頼性を確保するため「海岸保全施設長寿命化計画（令和3年3月策定）」に基づき、効果的かつ効率的な維持管理を行います。

(20) 公園

【管理に関する基本的な考え方】

(平成 29 年 3 月本計画策定)

- 国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成 24 年 4 月）を踏まえ、長寿命化計画の策定に取り組むとともに、計画的な維持管理を実施します。

(令和 年 月改訂)

- 国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」（平成 30 年 10 月）を踏まえ、長寿命化計画を更新するとともに、計画的な修繕、更新等を行いつつ公園機能の再編を検討します。

大船渡市公共施設等総合管理計画

(市が保有する建物やインフラ資産の最適管理に向けた基本方針)

平成29年3月策定

令和2年3月改訂

令和3年11月改訂

令和 年 月改訂

大船渡市

(問い合わせ先) 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市総務部財政課(管財係)

電話: 0192-27-3111(内線226、227) FAX: 0192-26-4477